

参 考 資 料

■関係法令・条例等

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	参考資料P	1
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	参考資料P	3 7
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	参考資料P	5 2
・国土交通省令第113号	参考資料P	7 2
・国土交通省令第114号	参考資料P	7 3
・告示第1413号	参考資料P	8 0
・告示第1417号	参考資料P	8 4
・告示第1481号	参考資料P	8 5
・告示第1482号	参考資料P	8 7
・告示第1483号	参考資料P	8 8
・告示第1484号	参考資料P	8 9
・告示第1485号	参考資料P	9 0
・告示第1486号	参考資料P	9 1
・告示第1487号	参考資料P	9 2
・告示第1488号	参考資料P	9 3
・告示第1489号	参考資料P	9 4
・告示第1490号	参考資料P	9 5
・告示第1491号	参考資料P	9 7
・告示第1492号	参考資料P	9 8
・告示第1493号	参考資料P	9 9
・告示第1494号	参考資料P	10 0
・告示第1495号	参考資料P	10 1
・告示第1496号	参考資料P	10 2
・告示第1497号	参考資料P	10 3
・告示第1072号	参考資料P	10 4
・告示第1073号	参考資料P	10 5
・告示第1074号	参考資料P	10 6
・大阪府福祉のまちづくり条例	参考資料P	10 8
・大阪府福祉のまちづくり条例施行規則	参考資料P	12 9
・案内用図記号例	参考資料P	13 6
・移動等円滑化基準チェックリスト（大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む）	参考資料P	13 8
・福祉のまちづくり条例質疑応答集（令和7年6月版）		

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（平成十八年六月二十一日）

（法律第九十一号）

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成一八年 六月二一日法律第 九二号
同 一九年 三月三一日同 第 一九号
同 二三年 五月 二日同 第 三五号
同 二三年 六月二二日同 第 七〇号
同 二三年 八月三〇日同 第一〇五号
同 二三年一二月一四日同 第一二二号
同 二五年 六月一四日同 第 四四号
同 二六年 六月 四日同 第 五四号
同 二六年 六月一三日同 第 六九号
同 二九年 五月一二日同 第 二六号
同 三〇年 五月二五日同 第 三二号
同 三〇年 六月二七日同 第 六七号
令和 二年 五月二〇日同 第 二八号
同 二年 五月二七日同 第 三一号
同 二年 六月 三日同 第 三六号
同 二年 六月一〇日同 第 四二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をここに公布する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第二条）

第二章 基本方針等（第三条―第七条）

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条）

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二―第二十四条の八）

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条―第四十条の二）

第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）

第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）

第六章 雑則（第五十二条―第五十八条）

第七章 罰則（第五十九条―第六十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施

設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（令二法二八・一部改正）

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であつて、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者
 - ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 六 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設

七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十二 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地

区であること。

二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 前号イに掲げる要件

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者（第三十六条の二において「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいう。

イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

（平三〇法三二・令二法三一・令二法四二・令二法二八・一部改正）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要

な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

（平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。

9 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。）が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

（平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（令二法二八・一部改正）

（公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（平三〇法三二・追加、令二法二八・一部改正）

（指導及び助言）

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（平三〇法三二・追加）

（計画の作成）

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（定期の報告）

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（公表）

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（勧告等）

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（平三〇法三二・追加）

（道路管理者の基準適合義務等）

第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設（以下この条において「新設特定道路等」という。）を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路等を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。

7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。

10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

11 新設特定道路等についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

（平二三法一〇五・平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（平二三法一〇五・一部改正）

（公園管理者等の基準適合義務等）

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があつた場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（平二三法一〇五・平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項に

において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。
（平一八法九二・平二六法五四・一部改正）

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（平一九法一九・一部改正）

（認定特定建築物の表示等）

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等）

第二十二条の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設

二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。

3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 協定建築物の位置

二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

4 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

（平三〇法三二・追加）

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条

第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

（平二六法五四・平三〇法六七・一部改正）

（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

（平二六法五四・平三〇法六七・一部改正）

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

（平三〇法三二・追加）

（移動等円滑化促進方針）

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

三 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村

の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

（平三〇法三二・追加、令二法二八・令二法三六・一部改正）

（移動等円滑化促進方針の評価等）

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合には、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

（平三〇法三二・追加）

（協議会）

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（平三〇法三二・追加）

（移動等円滑化促進方針の作成等の提案）

第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者
- 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（平三〇法三二・追加）

（行為の届出等）

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものを行うとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

（平三〇法三二・追加）

（市町村による情報の収集、整理及び提供）

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（平三〇法三二・追加）

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

（平三〇法三二・追加）

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

（移動等円滑化基本構想）

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客

施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。

8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

11 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（平一九法一九・平二三法三五・平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正）

（基本構想の評価等）

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

（平三〇法三二・追加）

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（平三〇法三二・一部改正）

（基本構想の作成等の提案）

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（平二三法一〇五・一部改正）

（公共交通特定事業の実施）

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

（公共交通特定事業計画の認定）

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条

各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

（道路特定事業の実施）

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路特定事業を実施する道路の区間

二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

（平二三法一〇五・一部改正）

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

（平二三法一〇五・一部改正）

（路外駐車場特定事業の実施）

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場

二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市公園特定事業を実施する都市公園

二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の十第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

（平二三法一〇五・平二九法二六・一部改正）

（建築物特定事業の実施）

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基

本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

（平二五法四四・一部改正）

（交通安全特定事業の実施）

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

- 2 前項の交通安全特定事業（第二条第三十一号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

（平二三法一〇五・令二法二八・一部改正）

（教育啓発特定事業の実施）

第三十六条の二 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

- 2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間
 - 二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めようとする場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）の意見を聴かな

なければならない。

4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めた場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。

（令二法二八・追加・一部改正）

（生活関連施設又は一般交通用施設の整備等）

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業若しくは第三十六条の二第一項の教育啓発特定事業（いずれも国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業又は教育啓発特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（令二法二八・一部改正）

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第四百条第十一項及び第八百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替える

ものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

（平二三法一〇五・一部改正）

（地方債についての配慮）

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（市町村による情報の収集、整理及び提供等）

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について準用する。

（平三〇法三二・追加）

第五章 移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置

二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（平二三法一〇五・一部改正）

（移動等円滑化経路協定の変更）

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円

滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（平二三法一〇五・一部改正）

（移動等円滑化経路協定の効力）

第四十六条 第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（平二三法一〇五・一部改正）

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（平二三法一〇五・一部改正）

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正）

（借主の地位）

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章の二 移動等円滑化施設協定

（平三〇法三二・追加）

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であって移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化施設協定の有効期間

四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章（第四十一条第一項及び第二項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第五十一条の二第二項第一号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

（平三〇法三二・追加）

第六章 雑則

（国の援助）

第五十二条 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（令二法二八・追加）

（資金の確保等）

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（令二法二八・旧第五十二条繰下・一部改正）

（情報提供の確保）

第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

2 国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害

者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（令二法二八・追加）

（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）

第五十二条の四 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

（平三〇法三二・追加、令二法二八・旧第五十二条の二繰下）

（報告及び立入検査）

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に係る場所等に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平三〇法三二・一部改正）

（主務大臣等）

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（平二三法一〇五・平三〇法三二・令二法二八・一部改正）

（不服申立て）

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

（平二六法六九・一部改正）

（事務の区分）

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平二三法一〇五・一部改正）

（道路法の適用）

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者
- 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（平三〇法三二・全改）

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（平三〇法三二・一部改正）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（平三〇法三二・一部改正）

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

（平三〇法三二・追加）

第六十六条 第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（平三〇法三二・追加・旧第六十五条繰下）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一八年政令第三七八号で平成一八年一二月二〇日から施行）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）

（道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第九二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行）

附 則 （平成一九年三月三一日法律第一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第三〇三号で平成一九年九月二八日から施行）

附 則 （平成二三年五月二日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二三年政令第二三四号で平成二三年八月一日から施行）

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日＝平成二三年八月三〇日）

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百四条、第一百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十四条、第一百二十一条（都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。）、第一百三十三条、第一百四十一条、第一百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第

二百九十八条の改正規定に限る。）、第百五十三条、第百五十五条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。）、第百五十九条、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第百七十五条及び第百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第百十一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七条、第百八条、第百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第二百十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第二百一十一條（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八條、第九十九條の八、第百三十九條の三、第百四十一條の二及び第百四十二條の改正規定に限る。）、第二百五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二百八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一條（大

都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四百条及び第四百九条の二の改正規定に限る。）、第四百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第四百四十五条、第四百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第四百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第四百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百条の改正規定を除く。）、第四百五十七条、第四百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第四百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第四百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第四百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第四百六十九条、第四百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第四百七十四条、第四百七十八条、第四百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第四百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百条、第一百零二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百二十二条、第一百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条、第二百一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正）

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 第六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。）第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

2 第六十二条の規定の施行前に第六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。）第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。

3 第六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出

をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百六十二条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4 第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二七年政令第一〇号で平成二七年六月一日から施行）

一 略

二 第五十二条第三項の改正規定（「部分（）」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び「又

は」を「若しくは」に改める部分に限る。）及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二六年政令第二三一号で平成二六年七月一日から施行）

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二八年四月一日）

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一二日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一五五号で平成二九年六月一五日から施行）

附 則 （平成三〇年五月二五日法律第三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（平成三〇年政令第二九七号で平成三〇年一一月一日から施行）

（経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第二九号で令和元年六月二五日から施行）

一 略

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成三〇年政令第二五四号で平成三〇年九月二五日から施行）

附 則 （令和二年五月二〇日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和二年政令第一九一号で令和二年六月一九日から施行）

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第一項の規定により定められている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が第一条の規定の施行後最初に変更されるまでの間は、同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第二項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を定めないのである。

2 この法律の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、第二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項、第三項及び第十一項の規定は、適用しない。この場合においては、当該旅客特定車両停留施設を新設旅客特定車両停留施設以外の旅客特定車両停留施設とみなして、同条第四項の規定を適用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

のとする。

附 則 （令和二年五月二七日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和二年政令第三二八号で令和二年十一月二五日から施行）

附 則 （令和二年六月三日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和二年政令第三二〇号で令和二年十一月二七日から施行）

附 則 （令和二年六月一〇日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条第三項第二号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第八十八条の三の三の付記の改正規定、第八十八条の七の付記、第八十八条の十八の付記及び第八十八条の三十一の付記の改正規定、第一百条の二第五項の改正規定、第一百七条の五の改正規定、第一百九条の二第一項第一号及び第一百九条の三第一項第一号の改正規定、第二百一十一条第一項第九号の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和二年政令第三二二号で令和二年一月一日から施行）

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

（平成十八年十二月八日）

（政令第三百七十九号）

改正 平成一九年 三月二二日政令第 五五号
 同 一九年 八月 三日同 第二三五号
 同 一九年 九月二〇日同 第二九二号
 同 一九年 九月二五日同 第三〇四号
 同 二六年 五月二八日同 第一八七号
 同 二七年 一月二三日同 第 二一号
 同 二八年 三月三一日同 第一八二号
 同 三〇年 九月二八日同 第二八〇号
 同 三〇年一〇月一九日同 第二九八号
 令和 二年一〇月 二日同 第三〇二号
 同 二年一〇月二〇日同 第三二九号
 同 二年一二月 九日同 第三四五号
 同 三年 九月二四日同 第二六一号
 同 四年 三月二五日同 第 八四号
 同 五年 九月二九日同 第二九三号
 同 六年 四月一九日同 第一七二号
 同 六年 六月二一日同 第二二一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令をここに公布する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数(当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数の見込み)が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数(当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み)が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
- イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
- ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準とし

て国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（令二政三〇二・一部改正）

（特定道路）

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（令二政三〇二・一部改正）

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの(法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。)とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設(以下この号において「屋根付広場等」という。)との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路及び広場

二 屋根付広場

三 休憩所

四 野外劇場

五 野外音楽堂

六 駐車場

七 便所

八 水飲場

九 手洗場

十 管理事務所

十一 掲示板

十二 標識

（令二政三〇二・一部改正）

（特定建築物）

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

一 学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 事務所

九 共同住宅、寄宿舎又は下宿

十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十三 博物館、美術館又は図書館

十四 公衆浴場

十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

（平一九政二三五・令二政三〇二・一部改正）

（特別特定建築物）

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」とい。)又は特別支援学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)

十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)(若しくはボーリング場又は遊技場)

十二 博物館、美術館又は図書館

十三 公衆浴場

十四 飲食店

十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)

十八 公衆便所

十九 公共用歩廊

（平一九政五五・平一九政二三五・令二政三〇二・令二政三四五・令六政二二一・一部改正）

（建築物特定施設）

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)

三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)

四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)

五 エレベーターその他の昇降機

六 便所

七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂(第十五条において「劇場等」という。)の客席

八 ホテル又は旅館の客室

九 敷地内の通路

十 駐車場

十一 その他国土交通省令で定める施設

（令二政三〇二・令六政二二一・一部改正）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。))以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。))とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。))が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。))の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（令二政三〇二・令二政三四五・令五政二九三・令六政一七二・令六政二二一・一部改正）

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九条第一項

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条第一項及び第十条

三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法第九条第三項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項

二 軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号)第一条第十項

三 自動車ターミナル法第十一条第三項

(令四政八四・一部改正)

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。)の合計二千平方メートル(第五条第十八号に掲げる公衆便所(次条第二項において「公衆便所」という。))にあつては、五十平方メートルとする。

(令二政三四五・一部改正)

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

(令二政三〇二・令二政三四五・令六政二二一・一部改正)

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する

廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)の階数に相当する数(床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数)以上設けるものでなければならない。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上(当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便房(車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。))が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。)を一以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。)設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階(第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。)であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（平三〇政二九八・令六政二二一・一部改正）

（劇場等の客席）

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分(車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。)を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二

二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

（令六政二二一・追加）

（ホテル又は旅館の客室）

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

（平三〇政二九八・一部改正、令六政二二一・旧第十五条繰下）

（敷地内の通路）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（令六政二二一・旧第十六条繰下）

（駐車場）

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(平三〇政二九八・一部改正、令六政二二一・旧第十七条繰下・一部改正)

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。)を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(平三〇政二九八・令二政三四五・一部改正、令六政二二一・旧第十八条繰下・一部改正)

(標識)

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(令六政二二一・旧第十九条繰下)

(案内設備)

第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(令六政二二一・旧第二十条繰下)

(案内設備までの経路)

第二十二条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)

(令六政二二一・旧第二十一条繰下)

(増築等に関する適用範囲)

第二十三条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分(第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(平三〇政二九八・一部改正、令六政二二一・旧第二十二条繰下・一部改正)

(公立小学校等に関する読替え)

第二十四条 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定(次条において「読替え対象規定」という。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

(令二政三〇二・追加、令六政二二一・旧第二十三条繰下・一部改正)

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十五条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(令二政三〇二・旧第二十三条繰下・一部改正、令六政二二一・旧第二十四条繰下・一部改正)

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。)を含み、」とあるのは「経路(」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ(1)中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。)をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等

二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

(令二政三四五・追加、令六政二二一・旧第二十五条繰下・一部改正)

(認定特定建築物等の容積率の特例)

第二十七条 法第十九条(法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(平三〇政二九八・一部改正、令二政三〇二・旧第二十四条繰下、令二政三四五・旧第二十五条繰下、令六政二二一・旧第二十六条繰下)

(移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為)

第二十八条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの(法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。)とする。

一 生活関連施設である旅客施設(以下この条において「生活関連旅客施設」という。)の建設又は改良であつて、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの

イ 他の生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設(移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。)

二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するもの的高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕

イ 生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設(移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。)

(平三〇政二九八・追加、令二政三〇二・旧第二十五条繰下、令二政三四五・旧第二十六条繰下、令六政二二一・旧第二十七条繰下)

(道路管理者の権限の代行)

第二十九条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限(第四項において「市町村が代行する権限」という。)は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号(道路法第四十六条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。)、第三十

八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号(道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

- 2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。
- 3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 4 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(平一九政三〇四・平二六政一八七・平二七政二一・平二八政一八二・平三〇政二八〇・一部改正、平三〇政二九八・旧第二十五条繰下、令二政三二九・一部改正、令二政三〇二・旧第二十六条繰下、令三政二六一・一部改正、令二政三四五・旧第二十七条繰下、令六政二二一・旧第二十八条繰下)

(保留地において生活関連施設等を設置する者)

第三十条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(平三〇政二九八・旧第二十六条繰下、令二政三〇二・旧第二十七条繰下、令二政三四五・旧第二十八条繰下、令六政二二一・旧第二十九条繰下)

(生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第三十一条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(平三〇政二九八・旧第二十七条繰下、令二政三〇二・旧第二十八条繰下、令二政三四五・旧第二十九条繰下、令六政二二一・旧第三十条繰下)

(報告及び立入検査)

第三十二条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模(同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(平三〇政二九八・旧第二十八条繰下・一部改正、令二政三〇二・旧第二十九条繰下、令二政三四五・旧第三十条繰下、令六政二二一・旧第三十一条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年政令第三百十一号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第四百四十三号)
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平一九政二九二・旧四十条繰下)

附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年九月二五日政令第三〇四号）

(施行期日)

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村(道路法(昭和二十七

年法律第百八十号)第十七条第一項の指定市を除く。)が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業(以下この項において単に「道路特定事業」という。)を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十九条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

(令二政三〇二・令二政三四五・令六政二二一・一部改正)

附 則（平成二六年五月二八日政令第一八七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二六年五月三十日)から施行する。

附 則（平成二七年一月二三日政令第二一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二八日政令第二八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三〇年九月三十日)から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一九日政令第二九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成三〇年法律第三十二号)の施行の日(平成三〇年十一月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条(見出しを含む。)の改正規定及び附則第三項の規定 平成三一年四月一日

二 第十五条の改正規定(同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上」に改める部分に限る。)及び次項の規定 平成三一年九月一日

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一〇月二日政令第三〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等(この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。)の建築又は修繕若しくは模様替

及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附 則（令和二年十一月二〇日政令第三二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十一月二十五日)から施行する。

附 則（令和二年二月九日政令第三四五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和三年九月二四日政令第二六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年九月二十五日)から施行する。

附 則（令和四年三月二五号政令第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二九日政令第二九三号）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則（令和六年四月一九日政令第一七二号）

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年六月二一日政令第二二一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)第十四条第一項(新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項(第四号に係る部分を除く。)及び第二十三条(第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。)(これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条項で定める特定建築物を含む。 以下この項において同じ。)にすることを含む。 以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

（平成十八年十二月十五日）

（国土交通省令第百十号）

改正	平成二三年	八月三〇日	国土交通省令第六七号
	同	二三年十一月三〇日	第八五号
	同	三〇年一〇月一九日	第八一号
	同	三一年 三月 八日	第七号
	令和	元年 六月二八日	第二〇号
	同	二年一二月二三日	第九八号
	同	三年 一月二〇日	第一号
	同	三年 三月三〇日	第一二号
	同	三年一〇月 一日	第六二号
	同	四年 三月三一日	第三〇号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

（法第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる便所又は便房であつて、移動等円滑化の措置がとられたもの
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房
 - ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房
- 二 次に掲げる駐車施設又は停車施設であつて、移動等円滑化の措置がとられたもの
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設
 - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができる停車施設
- 三 次に掲げるエレベーター
 - イ 移動等円滑化された経路（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）又は乗継ぎ経路（同条第十一項に規定する乗継ぎ経路をいう。）を構成するエレベーター
 - ロ 移動等円滑化された通路（移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号。ハにおいて「道路移動等円滑化基準省令」という。）第三十三条第二項に規定する移動等円滑化された通路をいう。）に設けられるエレベーター
 - ハ 旅客施設又は旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客施設又は旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（公共交通移動等円滑化基準省令第四条第三項前段又は道路移動等円滑化基準省令第三十三条第三項前段の規定が適用される場合に限る。）
- 四 次に掲げる車椅子スペース（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第五号に規定する車椅子スペースをいう。以下この号において同じ。）

イ 鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。以下同じ。）又は軌道車両（同項第十二号に規定する軌道車両をいう。以下同じ。）の客室に設けられた車椅子スペース

ロ 乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）又は貸切バス車両（同項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース

ハ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース

五 次に掲げる優先席（主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この号において同じ。）又は基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第五十一条第一項に規定する基準適合客席をいう。二において同じ。）

イ 旅客施設又は旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備に設けられた優先席

ロ 鉄道車両又は軌道車両の客室に設けられた優先席

ハ 乗合バス車両に設けられた優先席

ニ 船舶に設けられた基準適合客席

（令三国交令一・追加、令三国交令一二・一部改正）

（法第二条第八号の主務省令で定める自動車）

第一条の二 法第二条第八号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（令三国交令一・旧第一条繰下・一部改正）

（特定公園施設）

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの

二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの

三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）の客席

二 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）

（令四国交令三〇・一部改正）

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

一 法第二条第六号イ及びロに掲げる施設 全ての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良

- 二 法第二条第六号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であつて、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

（令三国交令一・一部改正）

（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）

第五条 法第九条第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 工事計画
- 五 工事着手予定時期及び工事完成予定時期

2 前項の届出書には、当該旅客施設が法第八条第一項の公共交通移動等円滑化基準に適合することとなることを示す当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

（令三国交令一・一部改正）

（変更の届出）

第六条 法第九条第二項後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあっては、あらかじめ）、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の名称及び位置
- 三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）
- 四 変更を必要とする理由

2 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであつて、その変更後のものを添付しなければならない。

（法第九条の四の主務省令で定める要件）

第六条の二 法第九条の四の主務省令で定める要件は、当該年度の前々年度までの過去三年度における公共交通事業者等の一年度当たりの輸送人員の平均及び当該公共交通事業者等が設置又は管理する旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めるものとする。

（平三―国交令七・追加）

（移動等円滑化取組計画書）

第六条の三 公共交通事業者等（前条の要件に該当する者に限る。）は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組計画書を提出しなければならない。

一 法第二条第五号イからニまでに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第五号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

三 法第二条第五号へに掲げる者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。）に限る。）	国土交通大臣
四 法第二条第五号へに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
五 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

（平三―国交令七・追加、令三国交令一・一部改正）

（移動等円滑化取組報告書）

第六条の四 前条の移動等円滑化取組計画書を提出した公共交通事業者等は、当該計画を提出した年度の翌年度の六月三十日までに、前条の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組報告書を提出しなければならない。

（平三―国交令七・追加）

（法第九条の五の主務省令で定める事項）

第六条の五 法第九条の五の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前年度における移動等円滑化の達成状況
- 二 第六条の二の要件に関する事項

（平三―国交令七・追加）

（公表）

第六条の六 公共交通事業者等は、法第九条の四の規定による提出又は法第九条の五の規定による報告をしたときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（平三―国交令七・追加）

（法第九条の六の主務省令で定める情報）

第六条の七 法第九条の六の主務省令で定める移動等円滑化に関する情報は、前年度における移動等円滑化の達成状況とする。

（平三―国交令七・追加）

（特定路外駐車場の設置等の届出）

第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

- 2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

（平三〇国交令八一・一部改正）

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、劇場等の客席の位置、車椅子使用者用客席（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十二条の二第一項に規定する車椅子使用者用客席をいう。以下この条において同じ。）の位置、幅及び奥行き、車椅子使用者用客席に隣接して設けられる同伴者用の客席又はスペースの位置、車椅子使用者用浴室等

		（同令第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	客席	車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

（平三〇国交令八一・令四国交令三〇・一部改正）

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあつては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（表示等）

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等）

第十二条の二 法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置

四 当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由

2 前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（平三―国交令七・追加、令三国交令一・一部改正）

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第十二條の三 法第二十二條の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二條の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び令第十四条第一項第二号に規定する便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便

		器の構造
--	--	------

2 前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（平三―国交令七・追加）

（法第二十二條の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準）

第十二條の四 法第二十二條の二第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 隣接する移動等円滑化困難旅客施設が、協定建築物特定施設等（協定建築物特定施設及び特定経路施設をいう。以下同じ。）と一体的に利用に供することにより公共交通移動等円滑化基準に適合することが移動等円滑化経路協定において定める法第四十一條第二項第二号イに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一條の二第二項第二号イに掲げる事項として定められ、かつ、公共交通移動等円滑化基準に適合すること。
- 二 移動等円滑化経路協定において定める法第四十一條第二項第二号ロに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一條の二第二項第二号ロに掲げる事項として、協定建築物特定施設等が隣接する移動等円滑化困難旅客施設の営業時間内において当該協定建築物特定施設等が常時利用できる旨が定められていること。

（平三―国交令七・追加）

（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等）

第十二條の五 法第二十二條の二第二項の規定により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 令第六條各号に掲げる建築物特定施設の区分及び特定経路施設にあっては、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設の別
- 三 当該協定建築物特定施設等の名称及び位置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 法第四十三條第一項（法第五十一條の二第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けた協定の写し及びその認可を証する書類
- 二 当該協定建築物特定施設等の構造及び設備に関する書類及び図面

3 国土交通大臣は、法第二十二條の二第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（平三―国交令七・追加）

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第十二條の六 法第二十二條の二第三項第五号の主務省令で定める事項は、協定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（平三―国交令七・追加）

（認定通知書の様式）

第十二條の七 所管行政庁は、法第二十二條の二第四項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第五号の五様式による通知書に第十二條の三第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（平三―国交令七・追加）

（法第二十二條の二第五項において準用する法第十八條第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十二條の八 法第二十二條の二第五項において準用する法第十八條第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（平三―国交令七・追加）

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはり、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（平三〇国交令八一・一部改正）

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（平三〇国交令八一・一部改正）

（令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路）

第十四条の二 令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

（平三〇国交令八一・追加、令三国交令一・令三国交令六二・一部改正）

（令第二十七条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設）

第十四条の三 令第二十七条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路
- 二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

2 令第二十七条第二号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

（平三〇国交令八一・追加、平三―国交令七・令三国交令一・令三国交令六二・一部改正）

（令第二十七条第二号の規定により市町村が行う指定）

第十四条の四 令第二十七条第二号の規定により市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

（平三〇国交令八一・追加、令三国交令一・令三国交令六二・一部改正）

（行為の届出）

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

- 一 令第二十七条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 令第二十七条第二号に掲げる行為 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（平三〇国交令八一・追加、令三国交令一・令三国交令六二・一部改正）

第十四条の六 法第二十四条の六第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに行為の完了予定日とする。

（平三〇国交令八一・追加）

（変更の届出）

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十七条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。）とする。

（平三〇国交令八一・追加、令三国交令一・令三国交令六二・一部改正）

第十四条の八 法第二十四条の六第二項の規定による届出は、第五号の三様式による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第十四条の五の規定は、前項の届出について準用する。

（平三〇国交令八一・追加）

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

第十四条の九 公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあったときは、旅客施設及び特定道路に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（平三〇国交令八一・追加）

第十四条の十 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、法第二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあったときは、特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（平三〇国交令八一・追加）

（公共交通特定事業計画の認定申請）

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第六号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
- 三 公共交通特定事業の内容

四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面

二 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付契約に係る契約書の写し

（令三国交令一・一部改正）

（公共交通特定事業計画の変更の認定申請）

第十六条 法第二十九条第三項の規定により公共交通特定事業計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項

三 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類及び図面のうち公共交通特定事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

（道路特定事業の協議の申出）

第十七条 法第三十二条第三項の協議の申出は、第六号様式による協議書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事計画書

二 工事費及び財源調書

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（平二三国交令八五・一部改正）

（同意を要しない軽易な道路特定事業）

第十八条 法第三十二条第三項ただし書の主務省令で定める軽易な道路特定事業は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

（平二三国交令八五・一部改正）

（道路特定事業に関する工事の公示）

第十九条 市町村は、法第三十二条第四項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日（当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときにあっては、工事の完了の日）を公示するものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告）

第二十条 法第四十二条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 移動等円滑化経路協定の名称

二 移動等円滑化経路協定区域

三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

（移動等円滑化経路協定の認可の基準）

第二十一条 法第四十三条第一項第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十四条の二第三項の移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針又は法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、これらの基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

（平二三国交令八五・平三一国交令七・一部改正）

（移動等円滑化経路協定の認可等の公告）

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項（法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（平二三国交令六七・一部改正）

（移動等円滑化施設協定に関する準用）

第二十二条の二 前三条の規定は、法第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第二十条第二号及び第二十一条第一号中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と読み替えるものとする。

（平三一国交令七・追加）

（移動等円滑化実績等報告書）

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。ただし、第六条の三の移動等円滑化取組計画書及び第六条の四の移動等円滑化取組報告書を提出した場合にあっては、この限りでない。

一 法第二条第五号イからニまでに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
二 法第二条第五号ホに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
三 法第二条第五号ヘに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

（平三〇国交令八一・平三一国交令七・令三国交令一・一部改正）

（臨時の報告）

第二十四条 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（立入検査の証明書）

第二十五条 法第五十三条第六項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

（平三―国交令七・一部改正）

（権限の委任）

第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権限		地方支分部局の長
一 法第九条第二項の規定による届出の受理	イ 法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナル（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
二 法第九条第三項の規定による命令	イ 法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

三 法第九条の三の指導及び助言並びに法第九条の七第一項の勧告及び同条第二項の規定による公表	る。)に係るもの	
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長 又は北海道開発局長
	ホ 船舶に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ヘ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 鉄道車両のうち鉄道事業法第十三条第一項の確認（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二十条第二項及び第三項に規定するものに限る。）に係るもの、乗合バス車両に係るもの、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの	当該鉄道車両、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。)
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長 又は北海道開発局長
	ホ 船舶に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ヘ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

	ト 特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十六号に規定する航空機をいう。）に係るもの	当該航空機を使用する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長
四 法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同条第二項の認定及び同条第五項において準用する第十八条第二項の変更の認定	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
五 法第二十四條の六第五項の規定による勧告	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

	係るもの	
六 法第二十九条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の規定による変更の認定及び同条第五項の規定による認定の取消し	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
七 法第三十二条第三項の規定による協議及び同意		市町村の区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
八 法第三十八条第二項の規定による通知の受理及び同条第三項の規定による勧告	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

	者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	
	ホ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
九 法第三十八条第四項の規定による命令	イ 法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ 法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の二第八項の助言（法第二十五条第十項において準用する場合を含む。）に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十四条の六第五項の勧告に係るもの（道路管理者に係るものに限る。）は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

4 法に規定する道路管理者及び公園管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

（平二三国交令八五・平三〇国交令八一・平三一国交令七・令三国交令一・一部改正）

（書類の経由）

第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、同号ロに掲げる施設及び同号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

2 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第五号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由し

て提出しなければならない。

（平三―国交令七・令三国交令一・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十二年／運輸省／建設省／令第九号）

附 則 （平成二三年八月三〇日国土交通省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年十一月三〇日国土交通省令第八五号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一〇月一九日国土交通省令第八一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月八日国土交通省令第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成三十一年度においては、第一条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の三の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは、「十二月三十一日」とする。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年一月二〇日国土交通省令第一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月三〇日国土交通省令第一二号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則 （令和三年一〇月一日国土交通省令第六二号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日国土交通省令第三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日前にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第三項の認定（法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）の申請であつて、この省令の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に工事中の特定建築物で、認定を受けた計画又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる認定を受ける計画に係るものについての法第十八条第一項の規定による変更の認定に関する認定の基準については、当該工事が完了するまでの間に限り、なお従前の例による。

第1号様式 略

第2号様式 略

第3号様式 略

第4号様式 略

第5号様式 略

第5号の2様式 略

第5号の3様式 略

第5号の4様式 略

第5号の5様式 略

第6号様式 略

第7号様式 略

国土交通省令第113号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十五号）第十九条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

国土交通省令第114号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第三項第一号の規定に基づき、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令を次のように定める。

（平成十八年十二月十五日）

（国土交通省令第百十四号）

改正 平成三十一年 三月八日 国土交通省令第 七号

改正 令和元年六月二十八日 国土交通省令第二十号

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

（建築物移動等円滑化誘導基準）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

第二条

（出入口）

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
 - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（平三―国交令七・一部改正）

（廊下等）

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必

要な措置を講ずること。

六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

2 前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

（平三―国交令七・一部改正）

（階段）

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

二 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。

五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

九 主たる階段は、回り階段でないこと。

（平三―国交令七・一部改正）

（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置）

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（平三―国交令七・一部改正）

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

二 勾配は、十二分の一を超えないこと。

三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（平三―国交令七・一部改正）

（エレベーター）

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二 直接地上へ通ずる出入口のある階

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

三 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二 籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（平三―国交令七・一部改正）

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（平三―国交令七・一部改正）

（便所）

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（平三―国交令七・一部改正）

（ホテル又は旅館の客室）

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

- (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（敷地内の通路）

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。
 - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
 - ロ 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
 - ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
 - ニ 両側に手すりを設けること。
 - ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - 五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。
 - 六 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、段に代わるものにあっては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあっては百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。
- 3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（平三―国交令七・一部改正）

（駐車場）

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

（浴室等）

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一

以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車いす使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第十条第二項第三号ロに掲げるものであること。

（標識）

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（令元国交令二〇・一部改正）

（案内設備）

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（増築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの
- 六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの
- 八 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 九 多数の者が利用する浴室等
- 十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下

等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

（平三―国交令七・一部改正）

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

（平三―国交令七・一部改正）

（協定建築物に関する読替え）

第十九条 法第二十二條の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで（第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までの規定は適用しない。

第二条第一項、第三条第一項、第四条、 第五条、第六条第一項、第十一条第一項	多数の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二条第一項	除き、かつ、二以上の出入口を併設する 場合には、そのうち一以上のものに限る	除く
第二条第二項	多数の者が利用する直接地上	協定建築物特定施設であつて直接移動 等円滑化困難旅客施設又は当該移動等 円滑化困難旅客施設への経路
第七条第一項	多数の者が利用するエレベーター	協定建築物特定施設であるエレベータ ー
第七条第一項第一号	多数の者が利用する居室、車椅子使用者	協定建築物特定施設である便所

	用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等	
第七条第一項第二号	地上	移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七条第六項	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する	協定建築物特定施設である
	乗降ロビー	乗降ロビー（同項各号に規定する階にあるものに限る。以下この項において同じ。）
	第三項又は前項	前項
第八条	昇降機	昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）
第九条第一項	多数の者が利用する便所は	協定建築物特定施設である便所は
第九条第一項第一号	多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房
	便房を	便房を一以上
第九条第一項第三号	便房が設けられている便所	便所
第九条第二項	多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である男子用小便器のある便所には
第十四条第一項、第十五条第一項	、便所又は駐車施設	又は便所
第十六条	道等	協定建築物特定施設
第十七条第一項	増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）	増築、改築、修繕又は模様替（協定建築物特定施設に係るものに限る。以下「増築等」という。）
	次に掲げる建築物の	当該増築等に係る

（平三一国交令七・追加）

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

告示 1413 号（国土交通省告示第千四百十三号）（一部抜粋）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであつて、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第二百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。ただし、昇降行程が一メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない一人乗りのエレベーター 出入口の部分を除き、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から七センチメートル（出入口の幅が八十センチメートル以下の場合にあつては、六センチメートル）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(ii) (i) 以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成十二年建設省告示第千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車いすの重さを百十キログラムとして計算した定員をいう。）並びに一人乗りのエレベーターにあつては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 高さ一・八メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあつては、この限りでない。

(2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下とすること。

(3) 釣合おもりを設ける場合にあつては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。

- (4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。
- ハ 制御器は、昇降行程が一・〇メートルを超えるものにあつては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが開いていなければかごを昇降させることができないものとする。
- ニ 次に掲げる安全装置を設けること。
 - (1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあつては、次に掲げる装置
 - (i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
 - (ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
 - (iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
 - (2) かごが着脱式のものにあつては、かごとレールが確実に取りつけられていなければかごを昇降させることができない装置
 - (3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあつては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

附 則

- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。
- 2 平成十二年建設省告示第千四百十五号の一部を次のように改正する。
 - 第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号イを削り、同号ロ中「(イに掲げるものを除く。)」を削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。
 - 第六号中「第八号」を「第十号」に改める。
- 3 平成十二年建設省告示第千四百二十三号の一部を次のように改正する。
 - 第六中「第七号」を「第九号」に改める。
 - 第七中「第八号」を「第十号」に改める。

告示 1417 号（国土交通省告示第千四百十七号）（一部抜粋）

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十二第一項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を次のように定める。

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

- 一 階段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 二 階段と階段のすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面(以下「交差部」という。)の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

告示 1481 号（国土交通省告示第千四百八十一号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の規定に基づき、建築物特定施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第五項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための通常の床面積よりも著しく大きい建築物に関し国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

第一 特定建築物にあつては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあつては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては八十五センチメートル（柱等の箇所にあつては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとする。

ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に掲げる基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以

上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

（１） 幅は、九十センチメートル以上とすること。

（２） 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとすること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

告示 1482 号（国土交通省告示第千四百八十二号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）

第十二条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

告示 1483 号（国土交通省告示第千四百八十三号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十五条第二項の規定に基づき、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1484 号（国土交通省告示第千四百八十四号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十条第二項第三号イの規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

告示 1485 号（国土交通省告示第千四百八十五号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第八条の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

最終改正：平成二十一年八月四日国土交通省告示第八五九号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
 - ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。

告示 1486 号（国土交通省告示第千四百八十六号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項ただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

告示 1487 号（国土交通省告示第千四百八十七号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号の規定に基づき、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1488 号（国土交通省告示第千四百八十八号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第三条第二項、第五条ただし書、第六条第二項及び第十一条第三項の規定に基づき、車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

- 第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。
- 第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。
- 第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。
- 第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

告示 1489 号（国土交通省告示第千四百八十九号）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第三条第一項第三号ただし書、第四条第八号ただし書、第六条第一項第七号ただし書及び第十六条ただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

告示 1490 号（国土交通省告示第千四百九十号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十四条の規定に基づき、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十四条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の用途		廊下の部分	両側に居室がある廊下（単位 平方メートル）	その他の廊下（単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの		2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メートルを超える階における共用のもの又は三室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの		1.60L	1.20L
(三)	(一)及び(二)に掲げる廊下以外のもの		1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。				

二 階段

階段の用途		階段の部分	段がある部分（単位 平方メートル）	踊場（単位 平方メートル）
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの		2.28H	一・六八
(二)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの		2.03H	一・六八

(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	一・四四
(四)	(一)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ（単位 メートル）を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の用途		傾斜路の部分 傾斜がある部分 （単位 平方メートル）	踊場 （単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	一・六八
(二)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三)	(一)及び(二)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位 メートル）を表すものとする。			

四 エレベーター（かごに係る部分に限る。） 一・一〇（単位 平方メートル）

五 便所（車いす使用者用便房に係る部分に限る。） 一・〇〇（単位 平方メートル）

六 駐車場（車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。） 十五・〇〇（単位 平方メートル）

附 則

- この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

告示 1491 号（国土交通省告示第千四百九十一号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十条第二項の規定に基づき、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1492 号（国土交通省告示第千四百九十二号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第六号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

最終改正：平成二十一年八月四日国土交通省告示第八五九号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
 - ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

告示 1493 号（国土交通省告示第千四百九十三号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第五号リ（２）の規定に基づき、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ（２）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1494 号（国土交通省告示第千四百九十四号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第五号リただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

告示 1495 号（国土交通省告示第千四百九十五号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十五条第二項第二号イの規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行例第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

告示 1496 号（国土交通省告示第千四百九十六号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十四条第一項第一号の規定に基づき、車いす使用者用便房の構造を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第七十六号は、廃止する。

告示 1497 号（国土交通省告示第千四百九十七号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十一条第二号ただし書、第十二条第五号ただし書、第十三条第四号ただし書、第二十一条第一項ただし書及び同条第二項第二号ロの規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十一条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

告示 1072 号（国土交通省告示第千七十二号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第一項ただし書の規定に基づき、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を次のように定める。

令和六年八月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- 二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合
 - イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。
 - ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。
- 三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であって、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合
 - イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合次の又はに掲げる場合の(1) (2) 区分に応じ、当該又はに定める数(1) (2) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に(1) 係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この及びにおいて同じ。）が二百以下の場合当該(1) (2) 駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える(2) 場合当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
 - ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

附則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する

告示 1073 号（国土交通省告示第千七十三号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十五条第一項の規定に基づき、車椅子使用者用部分の基準を次のように定める。

令和六年八月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。

附則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する

告示 1074 号（国土交通省告示第千七十四号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を次のように定める。

令和六年八月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

- 一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合二
- 二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- 二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合四床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

附則

（施行期日）

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止）

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。

大阪府福祉のまちづくり条例〔平成 4 年 1 0 月 2 8 日 大阪府条例第 3 6 号〕

改正	平成	7 年	3 月 1 7 日	条例第	3 号
	平成	7 年	3 月 1 7 日	条例第	1 9 号
	平成	1 2 年	3 月 3 1 日	条例第	1 0 6 号
	平成	1 4 年	1 0 月 2 9 日	条例第	1 0 3 号
	平成	1 6 年	6 月 4 日	条例第	6 4 号
	平成	1 7 年	3 月 2 9 日	条例第	6 6 号
	平成	1 8 年	3 月 2 8 日	条例第	5 2 号
	平成	1 9 年	3 月 1 6 日	条例第	4 5 号
	平成	2 1 年	3 月 2 7 日	条例第	3 9 号
	平成	2 2 年	3 月 3 0 日	条例第	3 6 号
	平成	2 2 年	1 1 月 4 日	条例第	8 3 号
	平成	2 3 年	3 月 2 2 日	条例第	5 7 号
	平成	2 3 年	1 0 月 3 1 日	条例第	1 2 2 号
	平成	2 4 年	3 月 2 8 日	条例第	6 7 号
	平成	2 4 年	1 1 月 1 日	条例第	1 4 8 号
	平成	2 6 年	3 月 2 7 日	条例第	9 7 号
	平成	2 6 年	1 2 月 2 6 日	条例第	1 8 5 号
	平成	2 7 年	3 月 2 4 日	条例第	4 5 号
	平成	2 7 年	1 2 月 2 8 日	条例第	1 3 3 号
	平成	2 9 年	3 月 2 9 日	条例第	5 0 号
	令和	元年	1 2 月 2 5 日	条例第	6 1 号
	令和	2 年	3 月 2 7 日	条例第	4 2 号
	令和	3 年	3 月 2 9 日	条例第	2 8 号
	令和	4 年	1 0 月 3 1 日	条例第	6 8 号
	令和	5 年	1 0 月 3 0 日	条例第	6 4 号
	令和	7 年	3 月 2 7 日	条例第	●号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 福祉のまちづくりに関する施策（第 6 条—第 9 条）

第 3 章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第 10 条—第 32 条）

第 4 章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表（第 33 条—第 39 条）

第 5 章 事前協議及び改善計画等

第 1 節 事前協議（第 40 条）

第 2 節 改善計画等（第 41 条—第 44 条）

第 3 節 調査、勧告及び公表（第 45 条—第 47 条）

第4節 雑則（第48条・第49条）

第6章 雑則（第50条・第51条）

附則

私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受することができ、意欲や能力に応じて社会に参加することができる機会が、全ての人に均等にもたらされなければならない。

このためには、高齢者、障害者等からこれらの機会を奪いがちな物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、全ての人が自らの意思で自由に移動することができ、その個性と能力を発揮して社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが重要である。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にすることを育み、福祉のまちづくりを進めるためにたゆめ努力を傾けることを決意し、全ての人が自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」を実現することを府民の総意として、この条例を制定する。

（平二一条例三九・平二七条例四五・令元条例六一・一部改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

（平一四条例一〇三・平二一条例三九・一部改正）

（定義）

第二条 この条例の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 都市施設 多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園をいう。

二 事業者 都市施設を設置し、又は管理する者をいう。

（平一四条例一〇三・平一七条例六六・平二一条例三九・平二二条例三六・一部改正）

（府の責務）

第三条 府は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、福祉のまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村の福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施について、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

（平一四条例一〇三・平二七条例四五・一部改正）

（事業者の責務）

第四条 事業者は、都市施設を全ての人が安全かつ容易に利用することができるように整備、維持保全及び管理に努めるとともに、府が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（平一四条例一〇三・旧第五条繰上・一部改正、平二一条例三九・平二七条例四五・一部改正）

（府民の責務）

第五条 府民は、深い理解と相互扶助の心をもって、福祉のまちづくりに積極的に協力するよう努めなければならない。

（平一四条例一〇三・旧第六条繰上、平二一条例三九・一部改正）

第二章 福祉のまちづくりに関する施策

（施策の基本方針）

第六条 府は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

- 一 全ての府民が福祉のまちづくりに積極的に協力する気運を醸成すること。
- 二 全ての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備を進めること。
- 三 高齢者、障害者等の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。
- 四 全ての府民が自立して共に暮らすことができる心の通った地域社会づくりを進めること。

（平一四条例一〇三・旧第七条繰上、平二一条例三九・平二七条例四五・一部改正）

（啓発及び学習の促進等）

第七条 府は、事業者及び府民が福祉のまちづくりについて理解を深めるよう啓発するとともに、福祉に関する学習を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 府は、高齢者、障害者等の自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援及び介助に係る人材の養成等に努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、府は、事業者及び府民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

（平一四条例一〇三・旧第八条繰上・一部改正、平二一条例三九・一部改正）

（推進体制の整備）

第八条 府は、市町村、事業者及び府民と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

（平一四条例一〇三・旧第九条繰上）

（財政上の措置）

第九条 府は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（平一四条例一〇三・旧第十条繰上）

第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準

（平二一条例三九・全改、平二二条例三六・改称）

第十条 削除

（平二二条例三六）

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第十一条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第六項の規定による許可を受けた仮設建築物又は第八十七条の三第六項の規定による許可を受けた建築物（以下「仮設建築物」という。）を除く。）とする。

- 一 学校（令第五条第一号に掲げるものを除く。）
- 二 共同住宅又は寄宿舎
- 三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第五条第九号に掲げるものを除く。）
- 四 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設（令第五条第十一号に掲げるものを除く。）
- 五 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 六 自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）

（平二一条例三九・全改、平二六条例一八五・令四条例六八・一部改正）

（基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模）

第十二条 法第十四条第三項の規定により条例で定める同条第一項の建築の規模は、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規模とする。

（平二一条例三九・全改）

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十九条まで（第十八条第五項及び第九項、第二十四条第四項並びに第二十八条第二項を除く。）に定めるところによる。

2 条例対象小規模特別特定建築物に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二条（令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第三項、第七項及び第八項を除く。）、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項第二号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十五条、第二十六条、第二十八条並びに第二十九条に定めるところによる。

（平二一条例三九・全改、令二条例四二・令三条例二八・一部改正）

（廊下等）

第十四条 令第十一条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）及びエスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

二 次に掲げる特別特定建築物における廊下等には、手すりを設けること。

イ 病院又は診療所

ロ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

ハ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

（平二一条例三九・全改）

（階段）

第十五条 令第十二条の規定によるものとする階段は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（平二一条例三九・全改）

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十六条 令第十三条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

一 傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

二 その両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。

（平二一条例三九・全改）

（エスカレーター）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。

一 階段状のエスカレーターにあつては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。

二 くし板の端部と踏み段（階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、可動床。以下この号において同じ。）の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。

三 当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正）

（便所）

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）が千平方メートル未満の建築物においては、前項に規定する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）に車椅子使用者用便房を設けなければならない。

3 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が千平方メートル（公衆便所にあつては、五十平方メートル）以上のものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。

一 病院又は診療所

二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

三 集会場又は公会堂

四 展示場

五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

七 博物館、美術館又は図書館

八 飲食店

九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十 公衆便所

4 令第十四条第二項若しくは第二項の規定により車椅子使用者用便房を設ける便所又は令第十四条第三項若しくは次項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設ける便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

二 洗面器又は手洗器のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、水栓を容易に操作することができるものとする。

5 条例対象小規模特別特定建築物においては、第一項に規定する便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

6 令第十四条第二項若しくは第二項の規定により設ける車椅子使用者用便房又は令第十四条第三項若しくは前項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設ける便房（次項に規定する便房を除く。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。

二 衣服を掛けるための金具等を設けること。

7 令第十四条第三項に規定する便房（床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 大人のおむつ交換をすることができる長さ一・二メートル以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。

二 令第十四条第三項に規定する水洗器具は、温水を使用することができるものとする。

三 荷物を置くための棚等を設けること。

四 押しボタン式その他の容易に操作することができる方式の便器の洗浄装置を設けること。

五 衣服を掛けるための金具等を二以上設けること。

8 令第十四条第四項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けなければならない。

9 条例対象小規模特別特定建築物においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設け、その周囲に手すりを設けなければならない。

（平二一条例三九・全改、平二六条例一八五・令元条例六一・一部改正）

（ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室）

第十九条 令第十六条第二項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 客室の出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。

三 令第十六条第二項第一号ロ及び第二号ロの規定によるものとする出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。

2 令第十六条第二項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第六項第一号に掲げるものでなければならない。

（平二一条例三九・全改、平二七条例一三三・令元条例六一・令二条例四二・一部改正）

（ホテル又は旅館の一般客室に係る経路）

第二十条 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設（以下これらを「簡易宿所等」という。）を除く。以下この条、次条及び第二十八条において同じ。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「一般客室経路」という。）にしなければならない。ただし、知事が定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

一 道等から車椅子使用者用客室以外の客室（以下「一般客室」という。）までの経路

二 ホテル若しくは旅館又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室

までの経路

2 一般客室経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

3 一般客室経路のうち令第十九条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該一般客室経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前二項の規定は、適用しない。

（令二条例四二・追加）

（ホテル又は旅館の一般客室）

第二十一条 ホテル又は旅館の一般客室（同一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、当該一般客室内の和風の設備を有する部分で知事が定める部分（以下「和室部分」という。）については、この限りでない。

一 床面積（同一の一般客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分及び和室部分を除く。以下この条において同じ。）が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）未満の場合にあつては、次に掲げるものでなければならない。

イ 一般客室の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 一般客室内（次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める部分を除く。次項において同じ。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、用途の変更をしてホテル又は旅館にする場合は、この限りでない。

(1) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(2) 勾配が十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(3) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

ハ 一般客室内に便所及び浴室等を設ける場合には、一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十センチメートル以上とすること。

ニ 一般客室の出入口からハの規定の適用を受ける便所及び浴室等並びに一般客室内にベッドを置く場合にあつては一以上のベッドまでの経路の幅は、八十センチメートル以上とすること。ただし、床面積が十五平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、十九平方メートル）未満の場合は、この限りでない。

二 床面積が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）未満の場合にあつては、第三号ロからホまで及び第四号ロに掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

三 床面積が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）以上の場合にあつては、次に掲げるものでなければならない。

イ 第一号イ及びロに掲げるものであること。

ロ 一般客室内に便所及び浴室等を設ける場合には、一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十五センチメートル以上とすること。

ハ 一般客室の出入口からロの規定の適用を受ける便所及び浴室等並びに一般客室内にベッドを置く場合にあつては一以上のベッドの長辺の側までの経路の幅は、八十センチメートル以上とすること。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合にあつては、当該直角となる部分における経路の幅は、百センチメートル以上とすること。

二 ロの規定の適用を受ける便所及び浴室等は、車椅子使用者が便座、洗面台、浴槽その他の知事が定めるものに車椅子を用いて寄り付くことができる空間を確保すること。

四 床面積が十八平方メートル（二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル）以上の場合にあつては、次

に掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

イ 一般客室並びに一般客室内の便所及び浴室等の出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。

ロ 便所及び浴室等に、手すりを適切に配置すること。

2 用途の変更をしてホテル又は旅館にする場合における当該ホテル又は旅館の一般客室内には、階段又は段を設けないよう努めなければならない。

（令二条例四二・追加）

（敷地内の通路）

第二十二条 令第十七条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。

（平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十条繰下）

（浴室等）

第二十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。

二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

三 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十一条繰下・一部改正）

（移動等円滑化経路）

第二十四条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 令第十九条第二項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が五千平方メートル以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限りでない。

イ 病院又は診療所

ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ハ 集会場又は公会堂

ニ 展示場

ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

ト 博物館、美術館又は図書館

チ 飲食店

リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

二 令第十九条第二項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。

ハ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

ニ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。

ホ 籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。

ヘ 令第十九条第二項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。

（1） 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。

（2） 籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホン有すること。

ト 令第十九条第二項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあっては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設けること。

チ 令第十九条第二項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

（1） 制御装置は、押しボタン式とすること。

（2） 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。

三 令第十九条第二項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。

2 建築物（条例対象小規模特別特定建築物を除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

3 前項に規定する経路のうち令第十九条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。

4 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十六条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令第十九条（第二項第五号チを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。

（平二一条例三九・全改、平二七条例四五・令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十二條繰下、令三条例二八・一部改正）

（案内設備）

第二十五条 令第二十一条第三項の案内所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしなければならない。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十三條繰下）

（案内設備までの経路）

第二十六条 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

二 段を設ける場合には、回り段としないこと。

（平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十四條繰下）

（共同住宅等に係る経路）

第二十七条 共同住宅又は寄宿舍（以下この章において「共同住宅等」という。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

一 道等から住戸（寄宿舍にあっては、寝室。以下同じ。）までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路

2 前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第十九条第二項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。

3 第一項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第十九条第二項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第十九条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十五条繰下・一部改正）

（増築等に関する適用範囲）

第二十八条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十四条から第十八条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定（ホテル又は旅館（簡易宿所等を含む。）にあっては第十四条から第十九条まで及び第二十二条から二十六条まで、ホテル又は旅館にあっては第二十条及び第二十一条、共同住宅等にあっては第十四条から第十八条まで及び第二十二条から前条までの規定）は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、ホテル又は旅館の一般客室並びに共同住宅等の住戸（以下この条において「利用居室等」という。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。）については、令第二十六条第二項の規定にかかわらず、令第二十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、「第十一条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条（第二項第五号チを除く。）及び第二十条から前条まで」と読み替えるものとする。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十六条繰下・一部改正、令三条例二八・一部改正）

（特別特定建築物に追加した特定建築物及び公立小学校等に関する読替え）

第二十九条 第十一条各号に掲げる特定建築物及び令第五条第一号に規定する公立小学校等についての第十七条、第十八条第一項から第三項まで及び第九項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十七条繰下・一部改正、令三条例二八・一部改正）

（仮設建築物に対する特例）

第三十条 第十四条から前条までの規定は、仮設建築物については、適用しない。

（平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第二十八条繰下）

（制限の緩和）

第三十一条 第十一条から第二十九条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第十四条から第二十九条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができると所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

（平二一条例三九・全改、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第二十九条繰下・一部改正）

（市町村が条例を定める場合の適用除外）

第三十二条 市町村が法第十四条第三項の規定に基づき制定する条例に規定する事項がこの章に規定する事項と同一の事項である場合にあっては、知事が規則で定めるところにより市町村を指定して、この章の当該同一の事項に係る規定は、当該市町村の区域において適用しないこととする。

（平二一条例三九・全改、令二条例四二・旧第三十条繰下）

第四章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表

（令二条例四二・追加）

（移動等円滑化情報公表計画書の届出等）

第三十三条 第二十一条の規定の適用を受けるホテル又は旅館の営業を営む者（以下「新設等営業者」という。）は、次に掲げる事項を記載したホテル又は旅館の移動等円滑化に関する情報であって規則で定めるもの（以下「移動等円滑化情報」という。）の公表に係る計画書（以下「移動等円滑化情報公表計画書」という。）を作成し、当該ホテル又は旅館の営業を開始する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 ホテル又は旅館の名称及び所在地

三 ホテル又は旅館の概要

四 移動等円滑化情報の内容

五 公表の方法

2 第二十一条の規定の適用を受けないホテル又は旅館の営業を営む者（以下「既設等営業者」という。）は、前項の移動等円滑化情報公表計画書を作成し、知事に届け出ることができる。

3 知事は、前二項の規定による移動等円滑化情報公表計画書の届出があったときは、これを取りまとめて、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

（令二条例四二・追加）

（新設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表）

第三十四条 新設等営業者は、その営業を開始する日までに、前条第一項の規定により届出した移動等円滑化情報公表計画書に従って、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネットの利用その他の規則で定める方法（以下「インターネット等」という。）により、公表しなければならない。

（令二条例四二・追加）

（既設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表）

第三十五条 第三十三条第二項の規定により移動等円滑化情報公表計画書の届出をした既設等営業者は、当該移動等円滑化情報公表計画書に従って、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により、公表しなければならない。

2 第三十三条第二項の移動等円滑化情報公表計画書の届出をしない既設等営業者は、ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により自主的に公表するよう努めるものとする。

（令二条例四二・追加）

（移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出）

第三十六条 第三十三条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第一項各号に掲げる事項を変更したとき（旅館業法第三条の二、第三条の三又は第三条の四の規定により営業者の地位を承継した場合を含む。次条において同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第三十三条第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（令二条例四二・追加、令五条例六四・一部改正）

（報告の徴収）

第三十七条 知事は、第四章の規定の施行に必要な限度において、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者に対し、移動等円滑化情報の公表の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに知事に報告しなければならない。

（令二条例四二・追加）

（勧告）

第三十八条 知事は、新設等営業者又は既設等営業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十三条第二項の規定による届出について虚偽の届出をしたとき。

三 第三十四条又は第三十五条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前条第一項の規定による報告の求めに応じないとき。

（令二条例四二・追加）

（勧告に従わない者の公表）

第三十九条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所、当該勧告の対象となったホテル又は旅館の名称及び所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

（令二条例四二・追加）

第五章 事前協議及び改善計画等

（平二一条例三九・改称、令二条例四二・旧第四章繰下）

第一節 事前協議

（平二一条例三九・旧第二節繰上）

第四十条 事業者は、次に掲げる都市施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、当該工事に着手する前に、その計画について知事に協議しなければならない。

ない。

- 一 集会場（床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものを除く。）
- 二 コンビニエンスストア（主として飲食料品その他の最寄り品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満で、一日当たりの営業時間が十四時間以上のものをいう。）（床面積の合計が百平方メートル以上二百平方メートル未満のものに限る。）
- 三 事務所（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- 四 ダンスホール（床面積の合計が千平方メートル以上のものに限る。）
- 五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（床面積の合計が五十平方メートル以上二百平方メートル未満のものに限る。）
- 六 工場（自動車修理工場を除き、床面積の合計が三千平方メートル以上のものに限る。）
- 七 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（床面積の合計が三百平方メートル以上のものに限る。）
- 八 火葬場
- 九 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二第一項に規定する地下街
- 十 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第二条第十号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
- 十一 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為により設置される公園（同法第三十三条第一項第二号に掲げる基準に従って設置されるものに限り、同法第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
- 十二 遊園地、動物園又は植物園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- 十三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地
- 十四 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの

2 事業者は、前項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）に係る都市施設を安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認を行い、その結果を速やかに知事に届け出なければならない。

（平一四条例一〇三・旧第十五条繰上、平二一条例三九・旧第十四条繰下・一部改正、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第三十一条繰下、令三条例二八・一部改正）

第二節 改善計画等

（平二一条例三九・旧第三節繰上）

（現況調査）

第四十一条 事業者は、知事が要請したときは、この条例の施行の際現に存する次に掲げる都市施設（現に設置の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）について、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの調査（以下「現況調査」という。）を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 四 集会場又は公会堂

- 五 展示場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が五百平方メートル以下のものを除く。）
- 七 ホテル又は旅館（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 八 次に掲げる事務所
 - イ 国、地方公共団体その他規則で定める者の事務の用に供する事務所
 - ロ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業の用に供する事務所
 - ハ 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所
 - ニ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所
 - ホ 冠婚葬祭に関する事業の用に供する事務所（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
 - ヘ イからホまでに掲げる事務所以外の事務所（床面積の合計が五千平方メートル以下のものを除く。）
- 九 共同住宅又は寄宿舍（住戸の数が五十以下のものを除く。）
- 十 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等
- 十一 体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場又は遊技場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 十四 飲食店（床面積の合計が五百平方メートル以下のものを除く。）
- 十五 ダンスホール（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
- 十六 銀行
- 十七 火葬場
- 十八 法第二条第六号に規定する旅客施設
- 十九 消防法第八条の二第一項に規定する地下街
- 二十 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園
- 二十一 遊園地、動物園又は植物園（前号の都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- 二十二 港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地
- 二十三 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。）

（平一四条例一〇三・旧第十六条繰上、平二一条例三九・旧第十五条繰下・一部改正、平二七条例一三三・平二九条例五〇・令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第三十二条繰下、令三条例二八・一部改正）

（改善計画の作成の要請）

第四十二条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が既存施設を安全かつ容易に利用することができるようにするための工事の計画（以下「改善計画」という。）を作成し、届け出ることを求めることができる。

2 知事は、改善計画の届出があったときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る改善計画について、指導及び助言を行うものとする。

（平一四条例一〇三・旧第十七条繰上、平二一条例三九・旧第十六条繰下・一部改正、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第三十三条繰下）

（改善計画の変更）

第四十三条 事業者は、やむを得ない場合にあっては、改善計画を変更することができる。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、変更に係る改善計画を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により改善計画を変更した場合について準用する。

（平一四条例一〇三・旧第十八条繰上、平二一条例三九・旧第十七条繰下・一部改正、令二条例四二・旧第三十四条繰下）

（定期報告）

第四十四条 事業者は、規則で定めるところにより、定期に、改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。

（平一四条例一〇三・旧第十九条繰上、平二一条例三九・旧第十八条繰下、令二条例四二・旧第三十五条繰下）

第三節 調査、勧告及び公表

（平二一条例三九・旧第四節繰上）

（立入調査）

第四十五条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第四十条第一項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（平一四条例一〇三・旧第二十条繰上・一部改正、平二一条例三九・旧第十九条繰下・一部改正、令二条例四二・旧第三十六条繰下・一部改正）

（勧告）

第四十六条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事（第四十条第一項の工事をいう。次項において同じ。）に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、事業者が現況調査及びその結果の報告を行わないときは、現況調査及びその結果の報告を行うべきことを勧告することができる。

4 知事は、事業者が改善計画の作成及び届出を行わないときは、改善計画の作成及び届出を行うべきことを勧告することができる。

（平一四条例一〇三・旧第二十一条繰上・一部改正、平二一条例三九・旧第二十条繰下・一部改正、令二条例四二・旧第三十七条繰下・一部改正）

（公表）

第四十七条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

（平七条例三・一部改正、平一四条例一〇三・旧第二十二条繰上、平二一条例三九・旧第二十一条繰下、令二条例四二・旧第三十八条繰下）

第四節 雑則

（平二一条例三九・旧第五節繰上・改称）

（仮設建築物等に対する特例）

第四十八条 第四十条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一 仮設建築物

二 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百二十二条に規定する伝統的建造物群保存地区内において同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

（平二一条例三九・追加、令二条例四二・旧第三十九条繰下・一部改正）

（国等に関する特例）

第四十九条 第四十条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

2 知事は、国、市町村その他規則で定める者に対し、その者が設置し、又は管理する都市施設について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかについての状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

（平一四条例一〇三・旧第二十三条繰上・一部改正、平二一条例三九・旧第二十二條繰下・一部改正、令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第四十条繰下・一部改正）

第六章 雑則

（令二条例四二・旧第五章繰下）

（事務処理の特例）

第五十条 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。

一 法第十二条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十二条第三項の規定による命令に関する事務

三 法第五十三条第二項の報告の徴収並びに同項の規定による立入検査及び質問に関する事務（特定路外駐車場に係るものに限る。）

2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第四十条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。）であって大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一 第四十条第一項の規定による協議に関する事務

二 第四十条第二項の規定による届出の受理に関する事務

三 第四十五条第一項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務

四 第四十六条第一項及び第二項の規定による勧告に関する事務

五 第四十七条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務（第四十条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。）であって、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

（平二二条例三六・追加・一部改正、平二二条例八三・平二三条例五七・平二三条例一二二・平二四条例六七・平二四条例一四八・平二六条例九七・平二七条例四五・令元条例六一・一部改正、令二条例四二・旧第四十一条繰下・一部改正）

（規則への委任）

第五十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平一二条例一〇六・旧第二十四条繰下、平一四条例一〇三・旧第二十五条繰上、平二一条例三九・旧第二十四条繰下、平二四条例一四八・一部改正、令二条例四二・旧第四十二条繰下）

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成五年規則第四号で平成五年四月一日から施行）

附 則（平成七年条例第三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に大阪府消費者保護条例第二十五条第二項又は大阪府福祉のまちづくり条例第二十二条第二項の規定により行われた聴聞又は聴聞のための手続は、改正後の大阪府消費者保護条例第二十五条第二項又は大阪府福祉のまちづくり条例第二十二条第二項の規定により行われたものとみなす。

附 則（平成七年条例第一九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係るエレベーターの整備基準については、第二条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第十一条第二項第一号ニの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第一〇六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第一〇三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第二条第一号に規定する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係る整備基準については、改正後の同条例第十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成一六年条例第六四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第六六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第五二号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年条例第三九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号に規定する特別特定建築物及び改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十一条各号に掲げる特定建築物（次項においてこれらを「特別特定建築物」という。）の同法第二条第十九号に規定する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあっては、同条第十八号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、新条例第三

章の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第三章の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした改正前の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第十五条の規定による要請、旧条例第十六条第一項の規定による届出の求め及び同条第二項（旧条例第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言並びに旧条例第二十条の規定による勧告は、それぞれ新条例第三十二条の規定によりした要請、新条例第三十三条第一項の規定によりした届出の求め及び同条第二項（新条例第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりした指導及び助言並びに新条例第三十七条の規定によりした勧告とみなし、この条例の施行前にされた旧条例第十四条第一項の規定による協議、同条第二項、旧条例第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による届出及び旧条例第十五条又は第十八条の規定による報告は、それぞれ新条例第三十一条第一項の規定によりされた協議、同条第二項、新条例第三十三条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた届出及び旧条例第三十二条又は第三十五条の規定によりされた報告とみなす。

5 旧条例第十四条第一項の規定による協議に係る特定施設であって、この条例の施行の日前に同条第二項の規定による届出がされていないものについては、新条例第三十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 前項に規定する特定施設については、旧条例第十二条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二二年条例第三六号）

この条例中第一条の規定は平成二十二年四月一日から、第二条の規定は同年七月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第八三号）

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第五七号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第一二二号）

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第六七号）

この条例中第一条の規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一四八号）

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第九七号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一八五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十六号に規定する特定建築物及び同条第十七号に規定する特別特定建築物の同条第十九号に規定する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあつては、同条第十八号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。）については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第十一条、第十八条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二七年条例第四五号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第一三三号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第五〇号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第六一号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第四二号）

（施行期日）

1 この条例は、令和二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十九条から第二十一条まで及び第二十八条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）を新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第十九条から第二十一条まで及び第二十八条の規定は適用しない。

附 則（令和三年条例第二八号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の改正前の大阪府福祉のまちづくり条例別表一の項及び二の項の中欄に掲げる特別特定建築物の建築（建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。）又は修繕若しくは模様替については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年条例第六八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第六四号）抄

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（令和五年規則第七七号で令和五年一二月一三日から施行）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十一条、第十三条、第十八条及び第二十九条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物及び新条例第十一条各号に掲げる特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）を

新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

別表（第 12 条関係）

項	区分	規模
一	学校	全て
	病院又は診療所	
	集会場(床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。) 又は公会堂	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
	公衆便所	
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 200 平方メートル
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（自動車修理工場に限る。）	
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 平方メートル
	展示場	
	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
四	ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 平方メートル
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
	公衆浴場	
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
五	共同住宅	床面積の合計 2,000 平方メートル又は住戸の数 20（令第十四条、第十八条及び第二十一条並びに第十八条、第二十三条及び第二十五条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設け

		ず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十九条及び第二十条並びに第十四条から第十七条まで、第二十二條、第二十四条及び第二十七条の規定の適用については、50）
六	寄宿舍	床面積の合計2,000平方メートル又は住戸の数50
備考 この表に掲げる特別特定建築物には、仮設建築物を含まない。		

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則〔平成 5 年 1 月 2 9 日大阪府規則第 5 号〕

改正	平成	7 年	4 月 2 1 日	規則第	3 8 号
	平成	9 年	9 月 2 4 日	規則第	7 5 号
	平成 1 2 年	1 1 月 1 0 日	規則第	2 6 8 号	
	平成 1 4 年	1 1 月 2 9 日	規則第	1 1 5 号	
	平成 1 7 年	3 月 3 1 日	規則第	9 2 号	
	平成 1 9 年	3 月 1 6 日	規則第	1 3 号	
	平成 1 9 年	9 月 2 8 日	規則第	9 7 号	
	平成 1 9 年	1 2 月 1 9 日	規則第	1 1 5 号	
	平成 2 1 年	8 月 2 1 日	規則第	7 0 号	
	令和	元年	6 月 1 7 日	規則第	3 0 号
	令和	元年	1 2 月 1 9 日	規則第	5 9 号
	令和	2 年	3 月 3 0 日	規則第	5 3 号
	令和	7 年	3 月 2 8 日	規則第	●号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）及び条例の定めるところによる。

（視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分）

第 3 条 条例第 14 条第一号ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定めるものである場合とする。

一 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分 次のいずれかに該当するもの

イ 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

ロ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

ハ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分 前号ハに該当するもの

（視覚障害者の利用上支障がない階段の部分）

第 4 条 条例第 15 条ただし書の規則で定める場合は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分が前条第一号ハに該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

（視覚障害者の利用上支障がない、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の部分）

第 5 条 条例第 16 条第一号ただし書の規則で定める場合は、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分が第 3 条第一号イからハまでのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

（男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法）

第 6 条 条例第 18 条第 4 項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障害者に対しその存在を示すために点状ブロック等を敷設するものに限る。）
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

（視覚障害者の利用上支障がない便所）

第 7 条 条例第 18 条第 4 項第一号ただし書の規則で定める場合は、第 3 条第一号ハに該当するものである場合とする。

（視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分）

第 8 条 条例第 26 条第一号の規則で定める部分は、第 3 条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

（制限の緩和に関する認定の申請）

第 9 条 条例第 31 条の規定による知事の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例第 31 条の規定による認定申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第 31 条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。

（移動等円滑化情報公表計画書の届出等）

第 10 条 条例第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、移動等円滑化情報公表計画書（様式第 2 号）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第 33 条第 1 項の規則で定める情報は、次に掲げる事項とする。

- 一 駐車場の有無及び駐車場がある場合にあっては、車椅子使用者用駐車施設の有無
- 二 道等及び車椅子使用者用駐車施設からホテル又は旅館の主たる出入口（以下「主たる出入口」という。）までの経路における段差の有無並びに段差がある場合にあっては、傾斜路の設置の有無並びに当該経路における知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無
- 三 主たる出入口の戸の構造
- 四 案内所及び点字その他の方法により視覚障害者が円滑に利用することができる案内設備の有無並びに主たる出入口から当該案内所及び当該案内設備までの経路における知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無
- 五 エレベーターの有無及びエレベーターがある場合にあっては、政令第 19 条第 2 項第五号に規定するエレベーターの有無
- 六 不特定かつ多数の者が利用する客室以外の部分（以下「共用部分」という。）における車椅子使用者用便房その他知事が別に定める高齢者、障害者等が円滑に利用することができる設備を設けた便房の有無
- 七 共用部分における条例第 23 条に規定する構造の浴室等の有無及び貸し切って利用することができる浴室等の有無
- 八 共用部分における乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所の有無並びに授乳及び乳幼児のおむつ交換をすることができる場所の有無
- 九 次に掲げる客室の有無並びに当該客室がある場合にあっては、当該客室の数その他の知事が別に定める当該客室に係る情報の公表の有無

- (1) 条例第 21 条第 1 項第一号に掲げる要件を満たす一般客室
- (2) 条例第 21 条第 1 項第三号に掲げる要件を満たす一般客室
- (3) 車椅子使用者用客室
- (4) (1)から(3)までに掲げる客室以外の客室

- 十 車椅子等の貸出しその他の知事が別に定めるサービス

- 十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 3 前項各号に掲げる事項の表示は、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産

業規格をいう。）Z8210 に適合する図記号を用いるなど、高齢者、障害者等に分かりやすい表示としなければならない。

4 条例第 33 条第 1 項の規則で定める時期は、営業を開始する日の 14 日前とする。

5 条例第 33 条第 3 項（条例第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 図書の縦覧

二 インターネットの利用

（ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表の方法）

第 11 条 条例第 34 条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 インターネットの利用

二 パンフレットその他これに類するものへの掲載

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第 34 条の規定による情報の公表は、原則として前項第一号に掲げる方法により行うものとする。

（移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出）

第 12 条 条例第 36 条第 1 項の規定による届出は、当該変更をした日から 30 日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書（様式第 3 号）を提出して行わなければならない。

（事前協議）

第 13 条 条例第 40 条第 1 項の規定による協議は、都市施設設置工事前協議書（様式第 4 号）を提出して行わなければならない。

2 前項の都市施設設置工事前協議書には、都市施設事前協議項目表（様式第 5 号）を添付しなければならない。

3 知事が必要と認める場合においては、前項の都市施設事前協議項目表のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

（工事完了の届出）

第 14 条 条例第 40 条第 2 項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書（様式第 6 号）を提出して行わなければならない。

2 知事が必要と認める場合においては、前項に規定する書面のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

（現況調査の結果の報告）

第 15 条 条例第 41 条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書（様式第 7 号）を提出して行わなければならない。

2 現況調査を行う既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設現況調査結果報告書には、既存施設現況調査項目表（様式第 8 号）を添付しなければならない。

（国等に準ずる者）

第 16 条 条例第 41 条第八号イ及び第 49 条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の規定が準用される者とする

（改善計画の届出）

第 17 条 条例第 42 条第 1 項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書（様式第 9 号）を提出して行わなければならない。

2 改善計画を作成する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善計画届出書には、既存施設改善計画項目表（様式第 10 号）を添付しなければならない。

（改善計画の変更の届出）

第 18 条 条例第 43 条第 1 項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書（様式第 11 号）を提出して行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（定期報告）

第 19 条 条例第 44 条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して 2 年度又は 2 の倍数の年度を経過したごとの年度の 4 月 1 日から 12 月 25 日までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、改善計画に基づく工事が完了した場合にあっては、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 前 2 項の報告は、既存施設改善工事定期報告書（様式第 12 号）を提出して行わなければならない。

4 改善計画に基づく工事を実施する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善工事定期報告書には、既存施設改善計画項目表（様式第 10 号）を添付しなければならない。

（身分証明書）

第 20 条 条例第 45 条第 2 項の証明書は、身分証明書（様式第 13 号）とする。

（書類の提出部数）

第 21 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条及び第 18 条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

附則（平成 5 年規則第 5 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 7 年規則第 3 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、第 2 条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 及び別表第 4 の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成 9 年規則第 7 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成 1 2 年規則第 2 6 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 建築物の出入口の項の改正規定（「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分に限る。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附則（平成 1 4 年規則第 1 1 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、

改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 1（建築物の出入口の項第一号イ及びロ(1)並びに第五号イ並びに廊下の項第三号イのうち当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 方メートル以下の建築物に係る部分を除く。）及び別表第 2 から別表第 5 までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則様式第一号の規定により提出されている請求書は、新規則様式第 1 号の規定により提出されたものとみなす。

附則（平成 17 年規則第 92 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている協議書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成 19 年規則第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成 19 年規則第 97 号）

この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する

附則（平成 19 年規則第 115 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第 9 条第 5 項及び第 6 項の規定は、この規則の施行の日以後に提出される特定施設設置工事事前協議書について適用し、同日前に提出された特定施設設置工事事前協議書については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 21 年大阪府条例第 39 号。以下「一部改正条例」という。）附則第 4 項の規定により一部改正条例による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第 33 条第 1 項の規定によりされた届出とみなされる一部改正条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第 16 条第 1 項の規定による届出に係る同項に規定する改善計画に係る新条例第 34 条第 1 項の規定による届出及び新条例第 35 条

の規定による報告については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第 8 号から様式第 10 号までの規定は適用せず、改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第 8 号から様式第 10 号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則様式第 8 号中「条例」とあるのは「旧条例」と、旧規則様式第 9 号その 1 中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 34 条第 1 項」と、「条例第 13 条」とあるのは「旧条例第 13 条」と、「大阪府建築基準法施行条例第 55 条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第 55 条」と、旧規則様式第 9 号その 2 中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 34 条第 1 項」と、「条例第 10 条第 1 項ただし書」とあるのは「旧条例第 10 条第 1 項ただし書」と、旧規則様式第 10 号その 1 中「第 18 条」とあるのは「第 35 条」と、「条例第 13 条」とあるのは「旧条例第 13 条」と、「大阪府建築基準法施行条例第 55 条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第 55 条」と、旧規則様式第十号その 2 中「第 18 条」とあるのは「第 35 条」とする。

- 3 一部改正条例附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第 12 条第 1 項の規定による請求については、旧規則第 6 条及び様式第 1 号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 1 項中「条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 21 年大阪府条例第 39 号）附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例」と、同号中「大阪府福祉のまちづくり条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 21 年大阪府条例第 39 号）附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例」とする。

（類似の用途）

- 4 一部改正条例附則第 3 項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第十七号に規定する特別特定建築物及び新条例第 11 条各号に掲げる特定建築物をいう。）が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 共同住宅又は寄宿舎

二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 9 号に掲げるものを除く。）

三 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

附則（令和元年規則第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、同条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（令和元年規則第 59 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。

- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（令和 2 年規則第 5 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第一条改正前規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第一条改正後規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第二条改正前規則」という。）の様式により提出されている都市施設事前協議項目表（建築物）は、第二条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第二条改正後規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際第一条改正前規則様式第十三号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、第一条改正後規則様式第十三号の規定により交付されたものとみなす。
- 5 第一条改正前規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第一条改正後規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 6 第二条改正前規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第二条改正後規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

案内用図記号

1

公共・一般施設

Public Facilities

49項目

推奨度
A



案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet
(備考)
文字による補助表示を付ける場合は、
「男女共用 All gender」またはその
どちらかとする。
色別サイン・マークが望ましい。



男性
Men



女性
Women



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



(備考)
文字による補助表示 (例) で上記の記号中の
表示が記されている場合には、上記
の記号を使用する必要がある。

推奨度
B



チェックイン / 受付
Check-in / Reception



忘れ物取付所
Lost and found



ホテル / 宿泊施設
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所
Tickets /
Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所 / 待合室
Lounge /
Waiting room



ミーティングポイント
Meeting point



銀行・両替
Bank, money exchange
(注) (通関記号無し増え 増え) (注) (通関記号無し増え 増え) (注) (通関記号無し増え 増え)



キャッシュサービス
Cash service



海外旅行カード対応ATM
ATM for overseas cards



充電コーナー
Charge point



郵便
Post



電話
Telephone



無線LAN
Wireless LAN



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



子どもお手洗
Children's toilet



おむつ交換台
Diaper changing table



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



洋風便器
Sitting style toilet



和風便器
Squatting style toilet



温水洗浄便座
Spray seat



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室 (女性)
Dressing room (women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



礼拝室
Prayer room



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility
for the recycling products

推奨度
C



自動販売機
Vending machine
(注) (通関記号無し増え 増え)

2

交通施設

Transport Facilities

20項目

推奨度
B



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 駅
Railway /
Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



レンタカー
Rent a car



一輪車
Car



自転車
Bicycle



レンタサイクル /
シェアサイクル
Rental bicycle /
Bicycle sharing



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関 / 荷物検査
Customs /
Baggage check



出国手続 / 入国手続 /
検疫 / 査問検査
Immigration /
Quarantine /
Inspection



駅事務室 / 駅係員
Station office / Station staff

3

商業施設

Commercial Facilities

11項目

推奨度
B



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier
(注) (通関記号無し増え 増え)

推奨度
C



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理髪 / 美容
Barber /
Beauty salon



手荷物宅配
Baggage delivery service



コンビニエンスストア
Convenience store

4

観光・文化・スポーツ施設

Tourism, Culture, Sport Facilities

15項目

推奨度
B



展望地 / 展望地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



イヤホンガイド
Audio guide



温泉
Hot spring

推奨度
C



公園
Park



博物館 / 美術館
Museum



歴史的建造物
Historical monument



応用例 1
variant 1



応用例 2
variant 2

参考



スポーツ活動
Sporting activities



座席式リフト
Chairlift

5 安全 Safety

6項目



6 禁止 Prohibition

22項目



7 注意 Warning

9項目



8 指示 Mandatory

11項目（矢印応用例は8種を1項目）



9 アクセシビリティ Accessibility

17項目



移動等円滑化基準チェックリスト（大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む）

※施設等の欄の「政令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文・「条例第〇条」は福祉のまちづくり条例の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第 11 条) (条例第 14 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分） ※1	
	③手すりを設けているか（条例第 14 条第二号に定める特別特定建築物に限る）	
階段 (政令第 12 条) (条例第 15 条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上下端に近接する部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (政令第 13 条) (条例第 16 条)	①手すりを設けているか（勾配 1/12 を超え、又は高さ 16cm を超える傾斜部分）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分） ※3	
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	
エスカレーター (条例第 17 条)	①踏み段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	
便所 (政令第 14 条) (条例第 18 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②不特定多数利用便所を、不特定多数の者等が利用する階の数以上設けているか（床面積の合計 500 ㎡以上）	
	(1) ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか（不特定多数利用便所のうち 1 以上。条例第 18 条第 2 項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000 ㎡以上（公衆便所は 50 ㎡以上）のものに限る）	
	③次の④又は⑤の便房を設けている便所	—
	(1) 便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか（音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか）	
	(2) 洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか（1 以上）	
	④-1 車椅子使用者用便房を 1 以上設けているか（床面積の合計 1,000 ㎡未満）	
	④-2 車椅子使用者用便房を必要数以上設けているか（床面積の合計 1,000 ㎡以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(4) 衣服を掛けるための金具等を設けているか	

「告示第〇号」は国土交通省告示第〇号・「規則第〇号」は大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第〇条を示す。

- ※1 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号・規則第 3 条）
- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
 - ・高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号・規則第 4 条）
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号・規則第 5 条）
- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く（規則第 7 条）
- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等		チェック項目				
(便所の続き)		⑤水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1 以上）				
		(1) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか				
		(2) 衣服を掛けるための金具等を設けているか（ただし、10,000 ㎡以上の場合は 2 以上）※5				
		(3) 長さ 1.2m 以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか（10,000 ㎡以上に限る）※5				
		(4) 水洗器具（オストメイト対応）は温水が利用できるものか（10,000 ㎡以上に限る）※5				
		(5) 荷物を置くための棚等を設けているか（10,000 ㎡以上に限る）※5				
		⑥小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1 以上）				
		(1) 小便器に手すりを設けているか（1 以上）				
劇場等の客席 (政令第 15 条)		①車椅子使用者用部分を必要数以上設けているか		—		
		(1) 客席に設ける座席の数が 400 以下の場合、2 以上				
		(2) 客席に設ける座席の数が 401 以上の場合、車椅子使用者用客席を客席総数の 0.5%以上				
		②車椅子使用者用部分		—		
		(1) 幅は、90cm 以上であるか				
		(2) 奥行きは、135cm 以上であるか				
ホテル又は旅館の客室 (政令第 16 条) (条例第 19 条・20 条・21 条)	車椅子使用者用客室	①客室の総数が 50 以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の 1 %以上設けているか				
		②床の表面は滑りにくい仕上がりであるか				
		③出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか				
		④便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）		—		
		(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか				
		(2) 出入口の幅は 80 cm 以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）				
		(3) 出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）				
		(4) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか				
		⑤浴室等（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）		—		
		(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか				
		(2) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか				
		(3) 出入口の幅は 80 cm 以上であるか				
		(4) 出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか				
		U D R U M I		一般客室の床面積 18 ㎡（2 以上のベッドを置く場合は 22 ㎡）未満の場合		—
				⑥道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）		
				⑦上記①は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
				⑧一般客室の出入口の幅は 80cm 以上であるか		
				⑨一般客室内に階段・段が設けられていないか（傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合等は除く） ※6		
⑩一般客室の出入口からベッドまでの経路の幅は 80cm 以上であるか（一般客室の床面積 15 ㎡（2 以上のベッドを置く場合は 19 ㎡）以上に限る）						
⑪便所及び浴室等の出入口の幅は 70 cm 以上であるか						
⑫一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は 80cm 以上であるか（一般客室の床面積 15 ㎡（2 以上のベッドを置く場合は 19 ㎡）以上に限る）						

※5 共同住宅、寄宿舎においては、床面積が 200 ㎡以上の集会室のあるものに限る。（条例第 18 条第 5 項）

※6 以下の場合を除く（条例第 21 条第 1 項第 1 号ロ）

- ・ 同一客室内に複数の階がある場合当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- ・ 勾配が 1/12 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
- ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

○一般基準

施設等	チェック項目	
（ホテル又は旅館の客室の続き）	U D L R U M II	一般客室の床面積 18㎡（2以上のベッドを置く場合は22㎡）以上の場合
		⑬道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）
		⑭上記⑬は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る
		⑮一般客室の出入口の幅は 80cm 以上であるか
		⑯一般客室内に階段・段が設けられていないか（傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合等は除く）※6
		⑰一般客室の出入口からベッドの長辺側までの経路の幅は 80cm 以上であるか
		⑱便所及び浴室等の出入口の幅は 75 cm 以上であるか
		⑲一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は 80cm 以上であるか（当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は 100cm 以上であるか）
		⑳便所及び浴室等において、車椅子使用者が、車椅子を用いて便座、洗面台及び浴槽等に寄り付くことができる空間を確保しているか
		㉑一般客室内に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保しているか
敷地内の通路 （政令第 17 条） （条例第 22 条）	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	
	(1) 手すりを設けているか	
	(2) 識別しやすいものか	
	(3) つまづきにくいものか	
	③傾斜路がある部分	
	(1) 手すりを設けているか（勾配 1/12 を超え 又は高さ 16cm を超え かつ、1/20 を超える傾斜部分）	
駐車場 （政令第 18 条）	①不特定多数の者等が利用する駐車場には、必要数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1) 駐車施設の総数が 200 以下の場合 2% 以上	
	(2) 駐車施設の総数が 201 以上の場合 1% + 2 以上	
	②車椅子使用者用駐車施設	
	(1) 幅は 350cm 以上であるか	
	(2) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 （条例第 23 条）	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②車椅子使用者用浴室等を設けているか（1 以上）	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は 80cm 以上であるか	
標識 （政令第 20 条）	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別することができるものか（日本産業規格 Z8210 に適合しているか）	
案内設備 （政令第 21 条） （条例第 25 条）	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認することができる場合は除く）	
	②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか（①、②の代替措置）	
	(1) 案内所は車椅子使用者が利用することができるものとしているか	

※6 以下の場合を除く（条例第 21 条第 1 項第 1 号ロ）

- ・ 同一客室内に複数の階がある場合当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階と間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- ・ 勾配が 1/12 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
- ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

○移動等円滑化経路（利用居室、車椅子使用者用便所・駐車施設に至る 1 以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
（政令第 19 条第 2 項第 1 号）	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 （政令第 19 条第 2 項第 2 号）	①幅は 80 cm 以上であるか	
	②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 （政令第 19 条第 2 項第 3 号）	①幅は 120 cm 以上であるか	
	②区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
（条例第 24 条第 1 項第 1 号）	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか（1 以上。条例第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000 m ² 以上のものに限る）	
傾斜路 （政令第 19 条第 2 項第 4 号）	①幅は階段に代わる場合は 120 cm 以上、階段に併設する場合は 90 cm 以上であるか	
	②勾配は 1/12 を超えていないか（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 を超えていないか）	
	③高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー （政令第 19 条第 2 項第 5 号） （条例第 24 条第 1 項第 2 号）	①籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便所・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか	
	③籠及び昇降路の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか	
	④籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることが出来る設備を設けているか	
	⑤籠の奥行きは 135 cm 以上であるか	
	⑥籠内に鏡を設けているか（籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く）	
	⑦籠内の左右両側に手すりを設けているか	
	⑧籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか	
	⑨乗降ロビーは水平で、150 cm 角以上であるか	
	⑩籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	（1）籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか	
	（2）呼びボタン付のインターホンを設けているか（籠内の制御装置のうち、1 以上）	
	⑪籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑫乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑬不特定多数の者が利用する 2,000 m ² 以上の建築物に設ける場合	—
	（1）籠の幅は、140cm 以上であるか	
	（2）籠は車椅子が転回することができる形状か	
	（3）車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか（2 の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面）	
	⑭不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ※7	—
	（1）籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	（2）籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	（3）籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
	（4）制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか	
	（5）乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	

※7 告示で定める以下の場合を除く（告示第 1494 号）

・自動車車庫に設ける場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第 19 条第 2 項第 6 号）	①エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機（平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号のもの）であるか	
	(2) 籠の幅は 70 cm 以上であるか	
	(3) 籠の奥行きは 120 cm 以上であるか	
	(4) 籠の幅及び奥行きは十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合）	
	②エスカレーターの場合	—
	(1) 車椅子使用者用エスカレーター（平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書のもの）であるか	
敷地内の通路（政令第 19 条第 2 項第 7 号）（条例第 24 条第 1 項第 3 号）	①幅は 120 cm 以上であるか	
	②区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか	
	⑤傾斜路がある部分	—
	(1) 幅は段に代わる場合は 120 cm 以上、段に併設する場合は 90 cm 以上であるか	
	(2) 勾配は 1/12 を超えていないか（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 を超えていないか）	
	(3) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けているか（勾配 1/20 を超える場合に限り）	
(政令第 19 条第 3 項)	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの 1 以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路（政令第 22 条）（条例第 26 条）	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか（風除室で直進する場合は除く） ※8	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※9	
	④経路上に設ける段を回り段としていないか	

※8 告示で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※9 告示（規則）で定める以下の部分を除く（告示第 1497 号・規則第 8 条）

- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・高さ 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

【記入例】

◎ チェックリストに記入したうえで、確認時に関係規定として審査できるように必要な内容を、それぞれ図面にも記入してください。

建築物移動等円滑化基準チェックリスト（大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む）

※施設等の欄の「政令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文・「条例第〇条」は福祉のまちづくり条例の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 （政令第11条） （条例第14条）	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②点状ブロック等の敷設（階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分）※1	○
	③手すりを設けているか（条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る）	○
階段 （政令第12条） （条例第15条）	①手すりを設けているか（踊場を除く）	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③段は識別しやすいものか	○
	④段はつまずきにくいものか	○
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上下端に近接する部分）※2	○
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	○
傾斜路 （政令第13条） （条例第16条）	①手すりを設けているか（勾配1/12を超え、又は高さ16cmを	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	○
	④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分）※3	○
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	○
エスカレーター （条例第17条）	①踏み段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	○
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	○
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	○
便所 （政令第14条） （条例第18条）	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②不特定多数利用便所を階数分の箇所敷設しているか（床面積の合計500㎡以上）	○
	(1)ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか（不特定多数利用便所のうち1以上。条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）のものに限る）	○
	③次の④又は⑤若しくは⑥の便所を設けている便所	—
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか（音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか）	○
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか（1以上）	○
	④-1 車椅子使用者用便所を1以上設けているか（床面積の合計1,000㎡未満）	○
	④-2 不特定多数利用便所を設ける階ごとに1箇所以上の車椅子使用者用便所を設けているか（床面積の合計1,000㎡以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
		○

基準に適合している
記入は「○」を記入

該当がない場合は
欄全体に斜線を記入

「告示第〇号」は国土交通省告示第〇号・「規則第〇号」は大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第〇条を示す。

※1 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第1497号・規則第3条）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第1497号・規則第4条）

- ・自動車車庫に設ける場合

■福祉のまちづくり条例質疑応答集

※本質疑応答集において用いる略語等

- ・ バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 政令：〃 施行令
- ・ 条例：大阪府福祉のまちづくり条例
- ・ 基準：建築物移動等円滑化基準（付加条例分を含む）

<福祉のまちづくり条例全般>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

- Q1 基準適合義務対象と事前協議対象の違いはなんですか。
- Q2 異なる用途の複合建築物である建築物において、基準適合義務の対象となる建築物の部分と事前協議の対象となる建築物の部分がある場合、建築確認申請の審査とは別に事前協議を行う必要がありますか。
- Q3 平成 21 年 10 月の条例改正前には、建築基準法施行条例第 55 条に該当する建築物については、建築物確認申請書に事前協議書の写しを添付していましたが、条例改正後は添付が必要なくなるのですか。
- Q4 平成 21 年 10 月改正前の条例に規定されていた「整備基準」「誘導基準」はなくなったのですか。
- Q5 平成 21 年 10 月の条例改正後、「福祉のまちづくり条例整備基準適合証」はどうなったのですか。
- Q6 基準適合義務の対象となる用途・規模の建築物において、建築確認申請の手続きが不要な規模の用途変更や、類似用途間の用途変更の場合、手続きはどのようになりますか。

<用途・規模>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

- Q1 特定建築物、特別特定建築物の用途の捉え方はどのように考えるのですか。
- Q2 増築（又は改築・用途変更）の場合の床面積の合計の算定方法を教えてください。
- Q3 対象建築物の規模を判断する場合に棟単位で判断するのですか、それとも敷地単位で判断するのですか。
- Q4 同一敷地内に複数の特別特定建築物がある場合、基準適合義務の判断はどのようになりますか。
- Q5 1 階が物販店舗（400㎡）、2 階が別の物販店舗（400㎡）、3 階以上が共同住宅（2,000㎡以上）の場合、2 階の物販店舗に上がるためのエレベーター等は必要となるのですか。
- Q6 物販店の倉庫は対象面積に含まれますか。
- Q7 鍼灸院、接骨院、整骨院、助産施設等は福祉のまちづくり条例の診療所に該当しますか。
- Q8 条例別表に規定する「体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設」には、会員制の運動施設も該当しますか。

<廊下等>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

- Q1 条例第 14 条第 1 項第 2 号に基づいて設置する廊下の手すりは両側に設置しなければならないのですか。
- Q2 廊下のすべりにくさについて、明確な基準はあるのですか。

<階段>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

- Q1 階段を設ける場合、幅は何 cm 以上の確保が必要ですか。

<傾斜路>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

- Q1 「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」と「敷地内の通路」に設ける傾斜路との違いは何ですか。
- Q2 政令第 12 条、第 13 条及び第 16 条に基づいて設置する階段及び傾斜路の手すりは両側に設置しなければならないのですか。
- Q3 可動式の傾斜路は、傾斜路として認められるのですか。
- Q4 傾斜路に関する規定中、勾配や高低差に関わらず適用となる規定について、規定の適用を受けるのは何%の勾配の傾斜路からですか。（手すりや視覚障がい者誘導用ブロックについては、勾配や高低差によって除外規定があるが、前後の廊下等や敷地内の通路と識別しやすい仕上げや両側に設ける立ち上がりは、勾配や高低差に関わらず適用となるのですか。）

<エスカレーター> 15

Q1 エスカレーターを同一階に複数設けた場合、整備基準の適用を受けるのはすべてのエスカレーターですか。

<便所> 16

（オストメイト対応設備）

Q1 「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具」とはどのようなものですか。

Q2 オストメイト用設備は、こういった施設に適用される基準ですか。

Q3 オストメイト用設備は簡易型のものを採用してもよいのですか。

Q4 幼稚園、保育園における園児用の便所について、車椅子使用者用便房・オストメイト用設備を有する便房の整備が必要ですか。

Q5 オストメイト用水栓器具が蛇口式というのは認められますか。

Q6 オストメイトの「汚物流し」はオストメイト専用の器具でなければならないのですか。

（ベビーベッド・ベビーチェア）

Q7 便所に設ける、乳幼児を座らせておくための設備（ベビーチェア）と乳幼児のおむつ交換のための設備（ベビーベッド）はどちらか一つを設けることで兼用できますか。

Q8 便所に設ける、乳幼児のおむつ交換のための設備（ベビーベッド）は、大人用の介護ベッドを設けることで兼用できますか。

Q9 授乳場所について、必要な設備を整えておれば、車椅子使用者用便房と兼用してもよいのですか。

（男子用小便器）

Q10 男子用小便器（床置き）は、すべての施設に必要ですか。

Q11 車椅子使用者用便房の腰掛便座に手すりがついていれば、男子用小便器の手すりはなくてよいのですか。

（洗浄ボタン等）

Q12 車椅子使用者用便房及びオストメイト用便房には、「押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置」を設けること（条例第 18 条第 4 項）とされていますが、一般的な温水洗浄便座のリモコン装置に設けられた洗浄ボタンはこれに該当するのですか。

Q13 洗浄装置付近には、JIS S 0026 に示される呼び出しボタンを設けなければならないのですか。

（標識・表示等）

Q14 オストメイト用設備を設置していることの表示は必要ですか。

Q15 乳幼児用設備を設置している旨の表示（条例第 18 条第 2 項）や介護用ベッドを設置している表示（同条第 5 項）と、移動等円滑化の措置が取られた便所があることを表示する標識（政令第 19 条）の違いは何ですか。

Q16 条例第 18 条第 3 項の視覚障がい者に示すための設備と政令第 20 条 2 項の案内設備の違いは何ですか。

Q17 便房の出入口付近に設ける必要のある「男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備」（条例第 18 条第 3 項）の具体的な表示項目は何ですか。

（小規模な建物に対する整備）

Q18 同一敷地内に用途上不可分の関係にある 2 棟の建物がある場合で、1 棟ごとの面積は 500m² 未満であるが、2 棟の合計床面積が 500m² 以上となる場合、それぞれの便所を簡易型整備とすることが可能ですか。

（その他）

Q19 各店舗が共用廊下等共用部分を持たない形式のテナントビル（長屋形式店舗）や小規模な物品販売店及び飲食店が複合入店している建築物で、各店舗が直接外部に面しており、共用部分がない場合、各店舗ごとに車椅子使用者用便房及びオストメイト対応設備は必要となるのですか。

Q20 1 階が駐車場、2 階が物販店、3 階が飲食店の 3 階建ての建築物（床面積の合計 500m² 未満）でエレベーターが設置されていない場合であっても、共用の便所として 1 階に車椅子

使用者用便房を設置すれば、2 階、3 階の売り場及び客席部分に車椅子使用者用便房を設置しなくてよいのですか。

Q21 共同住宅において、オートロックのエリア内や集会室内など、居住者以外の利用が想定されない共用トイレがある場合、規定は適用されるのですか。

Q22 公衆便所の建築に伴う倉庫等も含めて、床面積とするのですか。

< 駐車施設 > 22

Q1 車椅子使用者用駐車場は、すべての施設に必要となるのですか。

Q2 共同住宅において、車椅子使用者用駐車施設の整備が必要となるのですか。

Q3 車椅子使用者用駐車施設における乗降のためのスペース（いわゆるゼブラゾーン）を、移動等円滑化経路と兼用することはできるのですか。

Q4 車椅子使用者用駐車施設は、利用居室までの距離ができるだけ短くなる位置に設けることとなっていますが、利用居室が 1 階にあり、駐車場が建築物の 2 階や地下階に設置された場所の位置はどこがよいのですか。

Q5 共同住宅の敷地内にカーシェア、月極駐車場やコインパーキング等の貸付駐車場を設置する場合、車椅子使用者用駐車施設の整備が必要となるのですか。

< 浴室等 > 23

Q1 条例第 23 条第 2 項第 3 号に規定されている、浴室等の出入口幅 80cm 以上の規定は、共同浴室、シャワー室の出入口のみを示すのですか、あるいは廊下等から脱衣室に至る出入口も含むのですか。

Q2 公衆浴場の浴室において、洗い場にシャワーコーナーを設ける場合、車椅子使用者が利用することができるシャワー区画を設けなければならないのですか。

Q3 寄宿舎に入居者用の浴室を設ける場合、基準への適合は必要ですか。

< 移動等円滑化経路 > 24

Q1 飲食店舗の客席や物販店の陳列棚の奥等に便所がある場合、移動等円滑化経路はどこまでとなりますか。

Q2 「移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと」とありますが、何 cm までなら許容できるのですか。

Q3 移動等円滑化経路を構成する出入口の規定は、どの出入口に適用となるのですか。

Q4 ウェスタンドアの有効幅の算定方法はどのように行うのですか。

Q5 条例逐条解説 P68 に、移動等円滑化経路上の出入口においては、戸の前後に 150cm の水平なスペースが必要であるとされているが、次のような出入口の場合、図のように開き戸＋150cm の水平スペースが必ず必要になりますか。

Q6 飲食店における和室等の段差の取り扱いはどのようにしたらよいですか。

Q7 「移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえや車椅子のキャスターが落ちないものとする(条例第 24 条第 1 項第 3 号)」とは、具体的にどのようなふたを設置すればよいのでしょうか。

Q8 駅舎構内（ラッチ内）に設ける飲食店や物販店等に対する移動等円滑化経路について

Q9 移動等円滑化経路上にある傾斜路の前後には、踊り場と同様に、150cm の水平な部分を設ける必要がありますか。

Q10 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路を、道路や公園等の敷地外を経由した経路とすることはできますか。

< 移動等円滑化経路（エレベーター） > 27

Q1 2 階のみに利用居室が存在する場合は、エレベーターの設置義務は発生しないのでは。

Q2 増築や用途変更を行う既存建築物に、あらかじめエレベーターが設置されている場合でも、1 以上のエレベーターは規定に適合する仕様としなければならないのですか。

Q3 建築物にエレベーターが 1 基しかないとき、1 階に案内標示（身体障がい者対応設備であることの標示）があれば、利用に支障がないものと考えられるので、着床する全ての階に案内標示を行う必要がないのでは。

Q4 エレベーターにおいて、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける操作盤の設置の高さはどの程度ですか。

- Q5 エレベーターを設置する際に、通り抜け型のエレベーターとすることはできますか。
- Q6 エレベーターの代わりに、自走式昇降ロボットによる段差解消とすることは可能ですか。
- Q7 共同住宅や老人ホームに設置するエレベーターの籠の幅は 140cm 必要ですか。
- Q8 500 m²未満のモデルルームで、1 階に宅建業を営む店舗と車椅子使用者用便房があり、2 階にモデルルームがある場合、エレベーターの設置は必要か。

<標識>・・・30

- Q1 車椅子使用者用駐車スペースの標示は、路面標示の代わりに看板でもよいのですか。
- Q2 車椅子使用者用駐車場の標識は可動式でも可能ですか。
- Q3 JIS Z 8210 に定められている「障害のある人が使える設備」の記号は、国際シンボルマークと同じものですか。
- Q4 「障害のある人が使える設備」を示す図記号は、車椅子部分のマークのデザインが違うものでもよいのですか。
- Q5 移動等円滑化されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の付近に表示する、当該施設があることを表示する標識はどのようなものですか。
- Q6 建築物にエレベーターが 1 基しかないとき、1 階に案内標示（障がい者対応設備であることの標示）があれば、利用に支障がないものと考えられるので、着床する全ての階に案内標示を行う必要がないのでは。（再掲）
- Q7 小規模な物品販売店及び飲食店が複合入店している建築物で、各店舗が直接外部に面しており、共用部分がない場合について標識（バリアフリー化の措置がとられた設備等を示すための標示）は、どのように整備すべきですか。

<案内設備>・・・32

- Q1 触知図案内板とはどのようなものですか。
- Q2 政令第 20 条第 2 項の規定により設ける案内板（触知図案内板）には、どの程度までの情報を記載すべきですか。
- Q3 政令第 20 条第 1 項・第 2 項の案内設備は、案内板（点字表記なしの配置図等）と玄関に設けるインターホンの設置で規定を満たしていますか。
- Q4 政令第 20 条で求める案内設備では、第 1 項で「案内板その他の設備」を規定しており、法逐条解説では、「その他の設備」として、音声案内を例示しています。他にどのような設備が想定されますか。
- Q5 カウンターを設けたら、必ず 1 以上は車椅子対応の高さにしなければならないのですか。
- Q6 案内所を設ける場合、案内所付近に別途テーブル等（案内所の車椅子使用者用対応を満たすもの）があれば、当該案内所には規定は適用されないのですか。

<視覚障がい者誘導用ブロック等>・・・34

- Q1 視覚障がい者誘導用ブロック等はどのようなものですか。
- Q2 視覚障がい者誘導用ブロック等の大きさや形状には決まりがあるのですか。
- Q3 視覚障がい者誘導用ブロック等は、デザイン上の配慮から点状又は線状の突起部のみが、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差のあるものでよいのですか。
- Q4 視覚障がい者誘導用ブロック等は、段の幅と同等幅程度に敷設することとなっていますが、敷地内の通路（屋外）の人工地盤にあって幅の広い段も、段の幅と同等幅程度の敷設が必要ですか。
- Q5 学校、共同住宅に視覚障がい者誘導用ブロック等は必要ですか。
- Q6 小規模な物品販売店及び飲食店が複合入店している建築物で、各店舗が直接外部に面しており、共用部分がない場合について視覚障がい者誘導用ブロックは、どのように整備すべきですか。
- Q7 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法について、建築物への出入口までの敷地内の通路が地道の場合、及び、床材がカーペットの場合、どのように敷設すればよいですか。
- Q8 階段や傾斜路の踊場にも視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設は必要ですか。
- Q9 地元の自治会館（一の集会室の床面積が 200m² 以上の場合）など常時開館してない施設、または受付のない施設においても、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設を行う必要があるのですか。
- Q10 廊下や階段等に点状ブロック等を敷設する際、「周囲の床面との色の明度、色相、又は彩度

の差が大きいことにより容易に識別できるもの」について、明確な基準はあるのですか。

- Q11 建築物の 2 階部分に来客者用の駐車場のみがある場合、2 階へいたる階段やエレベーターに視覚障がい者への対応設備の設置が必要ですか。
- Q12 ホテル・旅館などの施設で、視覚障がい者等の利用に際し、人的な対応により配慮される場合、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設は不要となるのですか。
- Q13 政令第 20 条第 1 項に規定する案内板、第 2 項に規定する視覚障がい者への案内設備に加え、任意で案内所を設ける場合には、視覚障がい者誘導用ブロック等をどこまで敷設すればよいのですか。
- Q14 老人ホームは、視覚障害者移動等円滑化経路の規定が適用されない用途ですが、老人デイサービスセンターも同様に考えてよいのですか。

<その他>・・ 38

- Q1 ~~増築等~~の場合には、~~政令第 22 条及び条例第 28 条に基づき、1 以上の便所、駐車場の整備が必要となるが、これらは増築部分に設けなければならないのですか。~~
- Q1 特別特定建築物に条例で追加する特定建築物には、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」ものは含まれますか。
- Q2 条例で追加する特定建築物の中で不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物ではない場合、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室）が発生しないのでは。
- Q3 手すりの高さに関する規定はないのですか。
- Q4 床面の仕上げとして、「表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる」とあるが、確認申請時にどのように表現するのですか。
- Q5 バリアフリー法及び条例による基準への適合に関し、建築確認申請において添付しなければならない図書はあるのですか。
- Q6 エレベーターの籠の付け替え（機械の更新）については、昇降機の確認申請（建築基準法第 87 条の 2 に基づく準用による）が必要となるが、バリアフリー法における「建築」に該当しますか。
- Q7 利用居室の内部に対しては、基準の適用を受けるのですか。
- Q8 公園内に公衆便所を建築する際、基準はどこまで適用されるのですか。便所内のみでよいのでしょうか、道等からの経路や案内設備等も含むのですか。
- Q9 増築等を行う際、増築等の部分の床面積の合計が 5,000m²を超えると、授乳場所の設置が必要となりますが、既存部分にある授乳場所を条例第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づくものとして位置づけてよいですか。また、その際、既存部分の授乳場所まで移動等円滑化経路を確保しなくてはならないのでしょうか。

<事前協議>・・ 41

- Q1 建築基準法上、用途変更の手続きが必要でないコンビニエンスストアが入居する場合、事前協議は必要ですか。
- Q2 事前協議の対象となる建築物においてエレベーターのみの増築を行う場合は、事前協議が必要ですか。
- Q3 駅舎等の旅客施設、路外駐車場及び都市公園の事前協議は必要ですか。
- Q4 建築物の事前協議に必要な提出書類は何ですか。
- Q5 事前協議の申請を代理人が行う場合、委任状は必要ですか。
- Q6 事前協議の手続きが必要でない都市施設の場合、バリアフリーに関する配慮はどうすればよいのでしょうか。
- Q7 床面積の合計が 200m²未満の集会室がある自治会館等「集会所」については、事前協議が必要ですか。
- Q8 事務所、工場などについては、どの部分に対して規定を適用するべきですか。
- Q9 コンビニエンスストアに視覚障がい者誘導用ブロック等を設ける場合、敷設する範囲はどこまでですか。
- Q10 都市施設設置工事完了届出書（以下「工事完了届出書」という。）は、いつ提出すればよいのですか。
- Q11 異なる用途の複合建築物である建築物において、適合義務の対象となる建築物の部分と事

前協議の対象となる建築物の部分がある場合、建築確認申請の審査とは別に事前協議を行う必要がありますか。（再掲）

Q12 事前協議後に計画が変更となった場合、どのような手続きが必要ですか。

<福祉のまちづくり条例全般>

Q1 基準適合義務対象と事前協議対象の違いはなんですか。

政令第 9 条及び条例第 12 条で規定する規模の特別特定建築物については、バリアフリー法第 14 条第 1 項に基づき基準への適合義務が発生します。このとき建築確認申請時に基準への適合を審査します。

一方、条例第 40 条に規定する用途・規模の建築物については、各市町村と事前協議をしていただくことが必要です。また、バリアフリー法第 16 条により、できるかぎりのバリアフリー化に努めていただく責務があります。

Q2 異なる用途の複合建築物である建築物において、基準適合義務の対象となる建築物の部分と事前協議の対象となる建築物の部分がある場合、建築確認申請の審査とは別に事前協議を行う必要がありますか。

建築確認申請において移動等円滑化基準を審査するものであっても、事前協議の対象となる部分がある場合は、事前協議を行う必要があります。

Q3 平成 21 年 10 月の条例改正前には、建築基準法施行条例第 55 条に該当する建築物については、建築物確認申請書に事前協議書の写しを添付していましたが、条例改正後は添付が必要なくなるのですか。

平成 21 年 10 月の条例改正により、建築基準法施行条例 55 条以降の福祉関係規定を廃止しております。

改正後は、建築物の用途・規模に応じ、次の取り扱いとしています。

- ・基準適合義務対象

市町村との事前協議は不要です。

- ・事前協議対象

市町村との事前協議は必要ですが、建築確認申請時に当該事前協議書の写しを添付する必要はありません。

Q4 平成 21 年 10 月改正前の条例に規定されていた「整備基準」「誘導基準」はなくなったのですか。

バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準及び条例で付加した基準へと再編したため、整備基準は廃止しています。

また、設計の配慮事例として示していた誘導基準については、条例上の規定ではなかったものの、設計へのさらなる配慮を誘導してきたものです。現在は、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（令和 2 年 3 月改訂版）」において、法や条例の理念や趣旨及び基準、並びに施設の設計や維持管理時の配慮事項等をわかりやすくまとめておりますので、ご活用ください。

Q5 平成 21 年 10 月の条例改正後、「福祉のまちづくり条例整備基準適合証」はどうなったのですか。

平成 21 年 10 月の条例改正により、整備基準適合証の交付は廃止しました。条例改正後に事前協議を行う施設については、交付対象となりませんのでご注意ください。
なお、改正条例施行前に事前協議を行ったものについては、引き続き交付可能です。

Q6 基準適合義務の対象となる用途・規模の建築物において、建築確認申請の手続きが不要な規模の用途変更や、類似用途間の用途変更の場合、手続きはどのようになりますか。

基準適合義務対象の建築物については建築確認申請において審査されるため、バリアフリー法及び条例に関する手続きは発生しません。
ただし、基準適合義務の対象となるため、基準に適合させなければなりません。

<用途・規模>

Q1 特定建築物、特別特定建築物の用途の捉え方はどのように考えるのですか。

用途の判断にあたっては建築基準法による判断を基本とします。（法逐条解説 P 32 参照）

ただし、建築基準法と異なる場合もあるため、必要に応じて所管行政庁に確認してください。

Q2 増築（又は改築・用途変更）の場合の床面積の合計の算定方法を教えてください。

当該増築（又は改築・用途変更）に係る部分の床面積の合計で判断します。（条例逐条解説 P 20 参照）

Q3 対象建築物の規模を判断する場合に棟単位で判断するのですか、それとも敷地単位で判断するのですか。

床面積の算定にあたっては、同一敷地内に用途上不可分の関係にある 2 以上の特別特定建築物を建築する場合は、敷地ごとの床面積の合計で判断します。

（条例逐条解説 P 20～P 21 参照）

Q4 同一敷地内に複数の特別特定建築物がある場合、基準適合義務の判断はどのようになりますか。

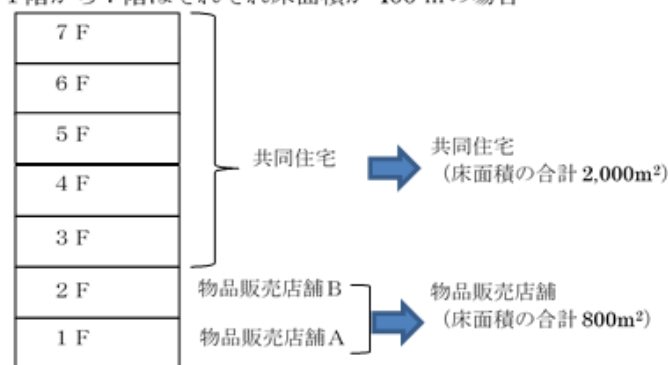
それぞれの用途区分ごとに床面積の合計を算出し、判断することとします。なお、分離して考えられない共用部分がある場合は面積按分によります。

（条例逐条解説 P 20～P 21 参照）

Q5 1 階が物販店舗（400m²）、2 階が別の物販店舗（400m²）、3 階以上が共同住宅（2,000m²以上）の場合、2 階の物販店舗に上がるためのエレベーター等は必要となるのですか。

1 敷地内に、複数の特別特定建築物の用途が存在する場合それぞれの用途区分ごとに「床面積の合計」を算出する（条例逐条解説 P 20～P 21 参照）ため、本件は、共同住宅（2,000m²以上）と物販店舗（800 m²）の複合建築物となります。条例第 24 条第 2 項より、床面積の合計が 500m² を超える物販店舗において、階と階との間の上下の移動に係る部分はエレベーター等の設置が必要となるため、下図の物品販売店舗 B に上がるエレベーター等の設置が必要です。（政令第 19 条及び条例第 24 条）

1 階から 7 階はそれぞれ床面積が 400 m² の場合



Q6 物販店の倉庫は対象面積に含まれますか。

「床面積の合計」とは、新築・増築・改築・用途変更に係る部分の床面積の合計のことであり、物販店舗、銀行等では、バックスペースを含めた全体の面積を対象規模としてとらえます。（条例逐条解説 P 20 参照）

つまり、物販店では「床面積の合計」に、店舗に付属する倉庫、従業員用便所、事務所、車庫等を含みます。

Q7 鍼灸院、接骨院、整骨院、助産施設等は福祉のまちづくり条例の診療所に該当しますか。

該当しません。

診療所とは医療法第 1 条の 5 第 2 項の診療所と解し、医師又は歯科医が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものとします。

なお、助産院（医療法第 2 条）及び助産施設（児童福祉法第 36 条）は、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」として扱うものとします。

Q8 条例別表に規定する「体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設」には、会員制の運動施設も該当しますか。

政令第 5 条第 11 号では、一般公共の用に供されるものに限っていますが、条例第 11 条第 4 号により、政令第 5 条第 11 号に規定するものを除いたすべての体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設を特別特定建築物に追加しているため、会員制の運動施設も該当します。

<廊下等>

Q1 条例第 14 条第 1 項第 2 号に基づいて設置する廊下の手すりは両側に設置しなければならないのですか。

条例第 14 条第 1 項第 2 号は、最低限、片側に手すりを設置することを求めています。ただし、障がいが身体の左右どちらにある人でも利用できるよう両側に設けることが望まれます。（条例逐条解説 P 25 参照）

Q2 廊下のすべりにくさについて、明確な基準はあるのですか。

廊下等の「床のすべりにくさ」についてはバリアフリー法及び条例に具体的な判断基準が示されていません。

（法逐条解説 P 40 では、「建築基準法施行令第 26 条第 2 号と同程度の措置を求めている。」としています。）

なお、建築設計標準 P2-301 において「床の滑り」の評価方法（滑り抵抗係数）及びその推奨値が示されていますので、参考としてください。

<階段>

Q1 階段を設ける場合、幅は何 cm 以上の確保が必要ですか。

バリアフリー法及び条例には、階段の幅の規定はありません。

ただし、杖使用者の利用に配慮し、階段の有効幅員は 140cm 以上であることが望まれます。（福祉のまちづくり条例ガイドライン（令和 5 年 5 月改訂版）P24 参照）

<傾斜路>

Q1 「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」と「敷地内の通路」に設ける傾斜路との違いは何ですか。

「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」は、建築物内に設ける傾斜路です。
一方、「敷地内の通路」に設ける傾斜路は、屋外に設ける傾斜路です。（条例逐条解説 P 30 参照）

Q2 政令第 12 条、第 13 条及び第 17 条に基づいて設置する階段及び傾斜路の手すりは両側に設置しなければならないのですか。

政令第 12 条第 1 項第 1 号、第 13 条第 1 項第 1 号及び政令第 17 条第 1 号第 2 号イは、最低限、片側に手すりを設置することを求めています。

ただし、障がい者が身体の左右どちらにある人でも利用できるよう両側に設けることが望まれます。（条例逐条解説 P 30 参照）

Q3 可動式の傾斜路は、傾斜路として認められるのですか。

建築物の部分に該当しないため、傾斜路とは認められません。

Q4 傾斜路に関する規定中、勾配や高低差に関わらず適用となる規定について、規定の適用を受けるのは何%の勾配の傾斜路からですか。

（手すりや視覚障がい者誘導用ブロックについては、勾配や高低差によって除外規定があるが、前後の廊下等や敷地内の通路と識別しやすい仕上げや両側に設ける立ち上がりは、勾配や高低差に関わらず適用となるのですか。）

ここでは、「傾斜路」を定義するのではなく、規定を適用する傾斜路を定めるものとします。

○「前後の廊下等との色の差を設け、容易に識別できる」規定の適用を行うのは、次の場合とします。

・階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（建築物内に設ける傾斜路）

→ 「勾配が 1 / 20 より大きいか、又は高さが 16cm を超える傾斜路」に規定を適用

・敷地内の通路に設ける傾斜路（屋外に設ける傾斜路）

→ 「勾配が 1 / 20 より大きい傾斜路」に規定を適用

○「両側に立ち上がりを設ける」規定の適用を行うのは、次の場合とします。

・階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（建築物内に設ける傾斜路）

→ すべての傾斜路に規定を適用

・敷地内の通路に設ける傾斜路（屋外に設ける傾斜路）

→ 傾斜路部分だけでなく、敷地全体に勾配があり、落下等の危険性がないものを除く傾斜路に規定を適用

（ただし、歩車分離の手法は別途検討のこと）

＜エスカレーター＞

Q1 エスカレーターを同一階に複数設けた場合、整備基準の適用を受けるのはすべてのエスカレーターですか。

条例第 17 条に基づき、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等（条例で追加した建築物については多数の者）が利用する」すべてのエスカレーターに規定が適用されます。

< 便所 >

Q1 「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具」とはどのようなものですか。

オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）対応設備のことです。

オストメイト用設備とは、オストメイトが排泄物の処理、ストーマ装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の選択・廃棄などができる設備のことを言います。（条例逐条解説 P51 参照）

Q2 オストメイト用設備は、こういった施設に適用される基準ですか。

政令第 14 条第 3 項・条例第 18 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項は、基準適合義務の対象となるすべての建築物において適用される規定であるため、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等（条例で追加した建築物については多数の者）が利用する便所を設ける場合は、オストメイト対応設備の設置が必要です。

また、適合義務対象となる建築物以外に対しては、設置への努力義務があります。

Q3 オストメイト用設備は簡易型のものを採用してもよいのですか。

床面積の合計 500 m² 未満（公衆便所にあっては 50m² 未満）の小規模な施設や、条例で追加した「多数の者が利用する建築物」について、オストメイト専用の汚物流しを設けるスペースを確保できない場合等に限っては、平面計画、利用実態等を鑑み、オストメイト用簡易型設備（便器に水洗をつけたもの等）の設置でもやむを得ないものとします。（条例逐条解説 P52 参照）

また、改修等を行う場合も既存の建築物の構造等により、専用汚物流しの設置が困難な場合も同様とします。

Q4 幼稚園、保育園における園児用の便所について、車椅子使用者用便房・オストメイト用設備を有する便房の整備が必要ですか。

幼稚園、保育園に設ける園児等が利用する便所は多数の者が利用する便所であるので、政令第 14 条及び条例第 18 条の規定が適用となるため、施設内に 1 以上の車椅子使用者用便房・オストメイト用設備を有する便房（両方の機能を備えた多目的便房でも可）の設置が必要です。

Q5 オストメイト用水栓器具が蛇口式というのは認められますか。

政令第 14 条第 3 項中「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる」には、オストメイト用水栓の方式までは言及していないが、レバー式など誰もが容易に操作できるものが望まれます。

Q6 オストメイトの「汚物流し」はオストメイト専用の器具でなければならないのですか。

- ・ 汚水が流れる構造であること（汚物流し台を設けた水洗器具）
 - ・ 500 ㎡未満の小規模建築物や条例追加用途の建築物であり、独立型の汚物流しを設けるスペースがない場合を除き、腰掛便器と併用としていないこと
- 上記である場合については、専用の器具でなくとも可とします。
（条例逐条解説 P 51～P 52 参照）

例：オムツ洗いのシンクなど、汚物流しを設ける場合は、オストメイト用設備と構造上同様の機能を有する（污水管に接続され、臭い等衛生対策もできている）ものであることから、「オムツ洗いのための汚物流し」を設置する場合に、オストメイトでも利用可能な形状（高さが高すぎないなど）であれば、床置き式等のものでも可とします。ただし、車椅子利用者用便房の中に設置する場合には、車椅子の回転等に支障がでないよう留意する必要があります。

Q7 便所に設ける、乳幼児を座らせておくための設備（ベビーチェア）と乳幼児のおむつ交換のための設備（ベビーベッド）はどちらか一つを設けることで兼用できますか。

乳幼児を座らせておくための設備（ベビーチェア）と乳幼児のおむつ交換のための設備（ベビーベッド）は各々の目的が異なるため、どちらか一つのみを設置では足りず、両方を設置する必要があります。（条例逐条解説 P 41 参照）

なお、転落防止措置の取られたベビーベッドなど、ベビーチェアの機能を有するものを設置する場合は、この限りではありません。

Q8 便所に設ける、乳幼児のおむつ交換のための設備（ベビーベッド）は、大人用の介護ベッドを設けることで兼用できますか。

乳幼児のおむつ交換という目的を達成するために十分な広さを確保する設備と判断できるため、兼用することができます。（条例逐条解説 P 41 参照）

Q9 授乳場所について、必要な設備を整えておれば、車椅子利用者用便房と兼用してもよいですか。

条例第 24 条第 1 項第 1 号に規定する「授乳及びおむつ交換をすることができる場所」を、便所内の車椅子利用者用便房と兼用することは、本来の役割が異なる施設であり、衛生上の観点からも兼用することは認められません。（条例逐条解説 P 90 参照）

Q10 男子用小便器（床置き）は、すべての施設に必要ですか。

政令第 14 条第 4 項及び条例第 18 条第 8 項及び第 9 項は、男子用小便器を設置する場合に、その 1 以上に対し、床置きまたは受け口の高さ 35cm 以下の壁掛式とすることや、手すりの設置を求めています。

なお、男子用小便器を設けない場合は、本規定は適用されません。

Q11 車椅子使用者用便房の腰掛便座に手すりがついていれば、男子用小便器の手すりはなくてよいのですか。

車椅子使用者用便房への手すりの設置の規定（政令第 14 条第 2 項）とは別に、条例第 18 条第 8 項及び第 9 項に小便器への手すり設置を求めているため、車椅子使用者用便房に手すりが設置されていても、小便器に手すりが必要です。

なお、当該建築物に小便器の設置の計画がない場合に、小便器の設置を求めるものではありません。

Q12 車椅子使用者用便房及びオストメイト用便房には、「押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置」を設けること（条例第 18 条第 4 項）とされていますが、一般的な温水洗浄便座のリモコン装置に設けられた洗浄ボタンはこれに該当するのですか。

指先のみでなく、手のひら全体でも押すことが出来る形状の押しボタンであれば、「押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置」に該当するものとみなします。

また、その場合は、視覚障がい者の利用に配慮し、洗浄ボタンには点字表示を行うことが望まれます。

なお、リモコン装置の配置については、JIS S 0026 に準拠することを基本とします。

Q13 洗浄装置付近には、JIS S 0026 に示される呼び出しボタンを設けなければならないのですか。

バリアフリー法及び条例において、呼び出しボタンの設置に関する規定はありません。ただし、高齢者、障がい者等の利用に配慮し、呼び出しボタンを設けることが望まれます。

Q14 オストメイト用設備を設置していることの表示は必要ですか。

政令第 20 条における標識は、移動等円滑化の措置が取られた便所があることを表示する標識であり、最低限、移動等円滑化の措置がとられた建築物特定施設であることを示すものとして、次の「障害のある人が使える設備」があることを示す標識の表示が必要です。

↓これは「必須」とする



（障害のある人が使える設備）



（オストメイトマーク）

↑必要に応じて「表示」すること

Q15 乳幼児用設備を設置している旨の表示（条例第 18 条第 3 項）や介護用ベッドを設置している表示（同条第 7 項）と、移動等円滑化の措置が取られた便所があることを表示する標識（政令第 20 条）の違いは何ですか。

条例第 18 条第 3 項及び第 7 項は、乳幼児用設備や、介護ベッド等の設置が義務付けられる建築物について、設置に併せ、当該設備を設置している旨を表示することを規定したものです。よって、次に示す標識や、案内板での説明書き等により、当該設備を有していることを示す表示が必要となります。

なお、政令第 20 条における標識は、Q14 に示すとおりです。

（例示）



Q16 条例第 18 条第 4 項の視覚障がい者に示すための設備と政令第 21 条 2 項の案内設備の違いは何ですか。

条例第 18 条第 4 項に規定する視覚障がい者に示すための設備は、便所前において、便所内における便房の配置等を示すための設備（いわゆる「触知図案内板」や音声による案内設備）のことを示しています。

政令第 21 条 2 項に規定する案内設備は、敷地全体の中で、移動等円滑化が図られた昇降機及び便所の配置を視覚障がい者に示すための設備（点字案内板やインターホン）のことを示しています。

Q17 便房の出入口付近に設ける必要のある「男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備」（条例第 18 条第 4 項）の具体的な表示項目は何ですか。

条例第 18 条第 4 項に規定する「男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備」は、触知図案内板又は音声による案内設備をいいます。なお、触知図を設置する場合は、最低限、次の項目を点字、浮き彫り等により表示する必要があります。

◇ 男子用、女子用、多目的トイレの区別

◇ 便房、便器、オストメイト、介護ベッド、乳幼児用設備、手洗い等の配置

また、併せて、前の床面に点状ブロック等を敷設すること。（条例規則第 6 条）

なお、男女共用の便房が一つしかない場合は、点字により「男女兼用・右側に便器」等の案内をし、床面に点状ブロック等を敷設することで可とします。（条例逐条解説 P 43 参照）

Q18 同一敷地内に用途上不可分の関係にある 2 棟の建物がある場合で、1 棟ごとの面積は 500 m² 未満であるが、2 棟の合計床面積が 500m² 以上となる場合、それぞれの便所を簡易型整備とすることが可能ですか。

いずれかの棟に共用の便所を設ける場合は、政令第 14 条及び条例第 18 条の規定が適用され、簡易型でない車椅子使用者用便所の設置が必要となります。

一方、共用便所が存在せず、利用者の異なる別店舗として、別棟で建築される場合は、それぞれの床面積に応じ、簡易型便房等の判断を行います。

Q19 各店舗が共用廊下等共用部分を持たない形式のテナントビル（長屋形式店舗）や小規模な物品販売店及び飲食店が複合入店している建築物で、各店舗が直接外部に面しており、共用部分がない場合、各店舗ごとに車椅子使用者用便房及びオストメイト対応設備は必要となるのですか。

共用部分に便所がなく、店舗ごとに便所を設置する場合は、それぞれの店舗の便所に政令第 14 条及び条例第 18 条の規定が適用され、車椅子使用者用及びオストメイト対応便所の設置が必要となります。

なお、建築物としての床面積が 500m² を超えていたとしても、各店舗の床面積が 500 m² 未満であるならば、各店舗ごとに簡易型便房を設置することで可とします。

ただし、当該形式で 1000 m² 以上のテナントビル（例：300 m² の物販店舗が 4 つ存在するテナントビル等）において、共用部分にトイレがなく、各店舗にトイレを設置する場合には、簡易型便房でもよいこととなりますが、条例第 18 条第 3 項の規定により各店舗のトイレ内に乳幼児用設備の設置が義務付けられることとなります。

Q20 1 階が駐車場、2 階が物販店、3 階が飲食店の 3 階建ての建築物（床面積の合計 500 m² 未満）でエレベーターが設置されていない場合であっても、共用の便所として 1 階に車椅子使用者用便房を設置すれば、2 階、3 階の売り場及び客席部分に車椅子使用者用便房を設置しなくてよいのですか。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、敷地内に 1 以上車椅子使用者用便房を設け（条例第 18 条第 2 項）、各利用居室から当該車椅子使用者用便房までの経路のうち 1 以上を移動等円滑化経路とする必要があります（政令第 19 条第 1 項第 2 号）。

~~本件は、床面積の合計が 500m² 未満であるため、階と階をまたぐ部分の上下移動に係る部分のエレベーター等の設置の規定は適用されません。そのため、1 階に車椅子使用者用便房を設置することで足りません。~~

Q21 共同住宅において、オートロックのエリア内や集会室内など、居住者以外の利用が想定されない共用トイレがある場合、規定は適用されるのですか。

「共用トイレ」は多数の者が利用するものであるため、政令第 25 条及び条例第 29 条に基づき、「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて政令第 14 条及び条例第 18 条を適用します。

そのため、当該トイレについても車椅子使用者用便房及びオストメイト対応設備をそれぞれ 1 以上設置する必要があります。

Q23 公衆便所の建築に伴う倉庫等も含めて、床面積とするのですか。

公衆便所に附属する倉庫等の場合、それらを含めて床面積の合計を算定します。（条例逐条解説 P 20 参照）

< 駐車施設 >

Q1 車椅子使用者用駐車場は、すべての施設に必要となるのですか。

政令第 18 条により、不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等（条例で追加した建築物については多数の者）が利用する駐車場を設置する場合に、その 1 以上に対し、車椅子使用者用駐車場とすることを求める規定であり、駐車場を設けない場合は、本規定は適用されません。

Q2 共同住宅において、車椅子使用者用駐車施設の整備が必要となるのですか。

共同住宅においては、多数の者が利用する駐車場を設ける場合に車椅子使用者用駐車施設の設置が必要となります。そのため、共同住宅の居住者用駐車場は、規定は適用されません（なお、来客者用等多数の方が利用する駐車場には適用されます）。

Q3 車椅子使用者用駐車施設における乗降のためのスペース（いわゆるゼブラゾーン）を、移動等円滑化経路と兼用することはできるのですか。

当該部分は、車椅子使用者用駐車施設の部分であり、経路とすることで車椅子使用者の乗降に支障をきたすことも想定されるため、原則、移動等円滑化経路と兼用することはできません。

Q4 車椅子使用者用駐車施設は、利用居室までの距離ができるだけ短くなる位置に設けることとなっていますが、利用居室が 1 階にあり、駐車場が建築物の 2 階や地下階に設置された場所の位置はどこがよいのですか。

駐車場が、建築物の 2 階以上の階や地下階に設置された場合、エレベーター等の昇降機に最も近い位置が、利用居室までの距離ができるだけ短くなる位置に該当します。

Q5 共同住宅の敷地内にカーシェア、月極駐車場やコインパーキング等の貸付駐車場を設置する場合、車椅子使用者用駐車施設の整備が必要となるのですか。

カーシェアや月極駐車場の場合は、特定の車が駐車するため、車椅子使用者用駐車施設の整備は不要です。

コインパーキング等の貸付駐車場の場合は、不特定の車が駐車するため、車椅子使用者用駐車施設の整備が必要となります。

<浴室等>

Q1 条例第 23 条第 2 項第 3 号に規定されている、浴室等の出入口幅 80cm 以上の規定は、共同浴室、シャワー室の出入口のみを示すのですか、あるいは廊下等から脱衣室に至る出入口も含むのですか。

条例第 23 条第 2 項第 3 号は、浴室、シャワー室の出入口のみではなく、廊下等から脱衣室、浴室又はシャワー室に至る出入口に適用されます（各々 1 以上の出入口の整備で足ります）。

Q2 公衆浴場の浴室において、洗い場にシャワーコーナーを設ける場合、車椅子使用者が利用することができるシャワー区画を設けなければならないのですか。

車椅子使用者が利用することができるシャワー区画を設けることが望まれますが、義務ではありません。

（条例第 23 条第 1 項の規定により、車椅子使用者が利用できるシャワー区画を求められるのは、シャワー室を設けた場合となります。）

Q3 寄宿舍に入居者用の浴室を設ける場合、基準への適合は必要ですか。

寄宿舍の浴室も多数の者が利用するものとして、基準へ適合させる必要があります。

＜移動等円滑化経路＞

Q1 飲食店舗の客席や物販店の陳列棚の奥等に便所がある場合、移動等円滑化経路はどこまでとなりますか。

政令第 19 条第 1 項により次の経路を移動等円滑化経路にしなければならないと規定されています。

- ① 道等～利用居室までの経路
- ② 利用居室（利用居室が無いときは道等）～車椅子使用者用便房までの経路
- ③ 車椅子使用者用駐車施設～利用居室までの経路

本件については、飲食店舗や物販店の客等が利用する便所である場合、政令第 14 条第 2 項及び条例第 18 条第 2 項の規定により車椅子使用者用便房の設置が必要となり、このとき、道等から車椅子使用者用便房までの経路を移動等円滑化経路としなければなりません。

Q2 「移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと」とありますが、何 cm までなら許容できるのですか。

段差を 2cm 以下とし、面取りを行えば段差とみなしません。

Q3 移動等円滑化経路を構成する出入口の規定は、どの出入口に適用となるのですか。

政令第 19 条第 1 項により、「道等から利用居室」「利用居室から車椅子使用者用便房」「車椅子使用者用駐車施設から利用居室」の 1 以上の経路を移動等円滑化経路としなければならないと規定されています。

よって、当該 1 以上の経路上に設けられる出入口にはすべて規定が適用となります。

（参考）

利用居室の出入口・・・移動等円滑化経路を構成する出入口に該当

車椅子使用者用便房の出入口・・・移動等円滑化経路を構成する出入口に該当

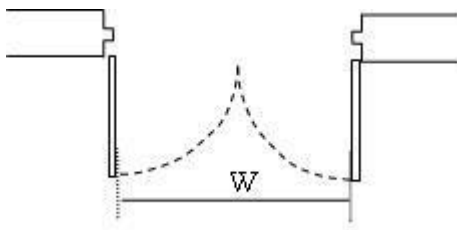
オストメイト対応便房の出入口・・・移動等円滑化経路を構成する出入口ではない

浴室等の出入口・・・移動等円滑化経路を構成する出入口ではない

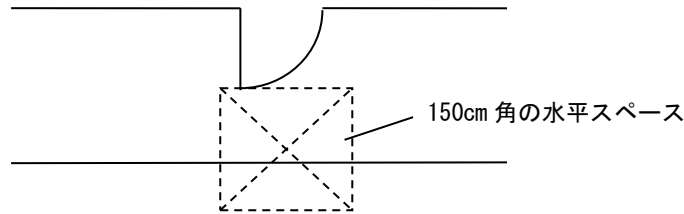
（しかし、浴室等は条例第 23 条第 2 項第 3 号に出入口幅 80cm 以上確保の規定あり）

Q4 ウェスタンドアの有効幅の算定方法はどのように行うのですか。

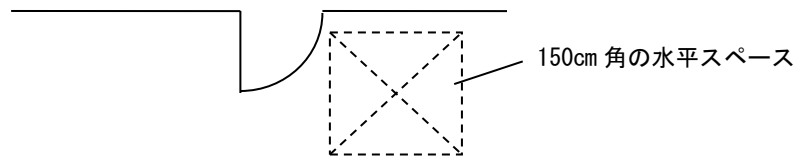
車椅子使用者が自らの車椅子で押して扉を開けることが出来る程度に軽く、円滑に開閉するものであれば、次の有効幅員を出入口の幅とみなすことが出来ます。



Q5 条例逐条解説 P76 に、移動等円滑化経路上の出入口においては、戸の前後に 150cm の水平なスペースが必要であるとされているが、次のような出入口の場合、図のように開き戸+150cm の水平スペースが必ず必要になりますか。



廊下に面する出入口において、スペースの確保が難しい場合に関しては、下図のように、廊下と平行な方向に 150cm 以上の水平なスペースを確保することでやむを得ないものとします。



Q6 飲食店における和室等の段差の取り扱いはどうにしたらよいですか。

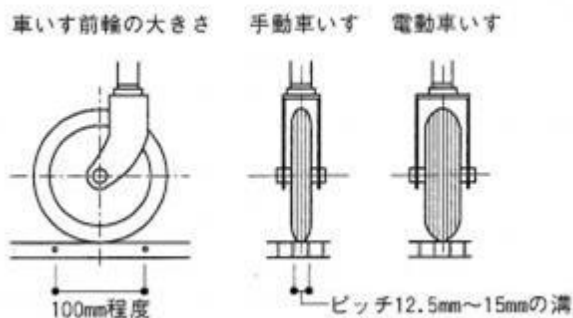
利用居室内において存在する段差であれば、基準適用の対象外となります。なお、利用居室から車椅子使用者用便房への移動等円滑化経路と重複する等、移動等円滑化経路上に和室等が存在する場合は、段を設けてはいけません。

Q7 「移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえや車椅子のキャスターが落ちないものとする(条例第 24 条第 1 項第 3 号)」とは、具体的にどのようなふたを設置すればよいのでしょうか。

敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、キャスターの幅より細いタイプのグレーチング等、キャスターや杖の先が落ちない仕様のふたとする必要があります。(福祉のまちづくり条例ガイドライン（令和 5 年 5 月改訂版） P7 参照)

なお、車椅子のキャスター（前輪）の幅、大きさ等は下図のとおりです。

●車いすの前輪が落下しない配慮



Q8 駅舎構内（ラッチ内）に設ける飲食店や物販店等に対する移動等円滑化経路
駅舎については、法逐条解説 P35 において「車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの」には該当しない旨が解説されています。
しかしながら、ラッチ（改札口）内外を問わず、飲食店や物販店などの他の用途が存在する場合は、各々の用途により対象となるとされています。
そこで、ラッチ内に設ける飲食店等における移動等円滑化経路中、改札口の部分は、廊下等ではなく、出入口として基準を適用してよいでしょうか。

貴見のとおりです。

Q9 移動等円滑化経路上にある傾斜路の前後には、踊り場と同様に、150cm の水平な部分を設ける必要がありますか。

移動等円滑化経路上にある傾斜路の前後に水平スペースを設けることは規定されていません。ただし、車椅子使用者の利用に配慮し、政令第 19 条第 2 項第 4 号ハに規定する踊り場と同様に 150cm 以上の水平スペースを設けることが望まれます。

Q10 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路を、道路や公園等の敷地外を経由した経路とすることはできますか。

政令第 2 条第 1 項第 18 号の規定により、建築物特定施設は建築物及び敷地内の施設をいい、政令第 19 条に規定する移動等円滑化経路の基準の中に敷地外の道路等の規定はないため、敷地外の道路等を含めた移動等円滑化経路を構成することはできません。

<移動等円滑化経路（エレベーター）>

Q1 2階のみに利用居室が存在する場合は、エレベーターの設置義務は発生しないのでは。

地上階とその直上階に利用居室を設ける場合、その間の上下の移動等に係る部分は、経路から除外されているため、500 m²未満の建築物で2階のみに利用居室が存在する場合は、エレベーターの設置義務は発生しないこととなります（車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車場等が1階にある場合を除きます）。（条例逐条解説 P 71 参照）

しかし、条例第 24 条 2 項により、政令第 19 条第 1 項第 1 号による 1 層移動の場合の除外規定を再度除外しているため、結果として、1 層移動の場合でも、原則、エレベーター等の設置が必要となります（床面積の合計 500 m²以上の建築物に限ります）。

Q2 増築や用途変更を行う既存建築物に、あらかじめエレベーターが設置されている場合でも、1 以上のエレベーターは規定に適合する仕様としなければならないのですか。

増築・改築・用途変更については、政令第 23 条及び条例第 28 条において、増築等を行う部分に設ける利用居室までの 1 以上の経路（道から利用居室、利用居室から車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設から利用居室）を移動等円滑化経路としなければならないとされています。

つまり、増築等に係る床面積の合計が 500 m²以上で、階をまたぐ経路が発生する場合、政令第 19 条第 2 項第 5 号及び条例第 24 条第 1 項第 2 号に適合するエレベーターを整備する必要があります。

ただし、既存エレベーターが規定を満たしている場合は、この限りではありません。

Q3 建築物にエレベーターが 1 基しかないとき、1 階に案内標示（身体障がい者対応設備であることの標示）があれば、利用に支障がないものと考えられるので、着床する全ての階に案内標示を行う必要はないのでは。

政令第 19 条により、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターには「障害のある人が使える設備」であることを示す標識が必要であり、着床する階が複数ある場合は、すべての階に当該標識を設置することを基本とします。ただし、建築物にエレベーターが 1 基しかなく、利用者の動線がある程度限定されている場合は、1 階のみの案内標示でも可とします。

なお、建築物に複数のエレベーターがある場合や、エレベーターが 1 基のみであっても 1 階以外の階からもアクセスできるような場合は、着床する全ての階に案内標示が必要となります。

Q4 エレベーターにおいて、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける操作盤の設置の高さはどの程度ですか。

車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける操作盤の設置の高さは、操作ボタンが床面から 100cm 程度の位置を基本とします。（福祉のまちづくり条例ガイドライン（令和 5 年 5 月改訂版）P 35 参照）

Q5 エレベーターを設置する際に、通り抜け型のエレベーターとすることはできますか。

政令第19条第2項第5号及び条例第24条第1項第2号は、通り抜け型エレベーターを禁止していません。

なお、政令第19条第2項第5号リ（1）により、不特定多数の者が利用する、又は主として視覚障がい者が利用する建築物に通り抜け型エレベーターを整備する場合は、開閉する扉の方向を音声により案内する設備を設けることが必要となります（それ以外の建築物においても、同様の設備を設けることが望まれます）。

Q6 エレベーターの代わりに、自走式昇降ロボットによる段差解消とすることは可能ですか。

政令第19条第2項第1号において、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならないことを規定しています。ここに規定する「エレベーターその他の昇降機」とは、

- ・ 政令第19条第2項第5号及び条例第24条第1項第2号に規定するエレベーター
 - ・ 政令第19条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機
- とされています。

よって、上記に該当するものであれば規定に適合することとなりますが、一般的に自走式昇降ロボットは、上記規定に該当しないと思われるため、これによる段差解消は認められません。

Q7 共同住宅や老人ホームに設置するエレベーターの籠の幅は140cm必要ですか。

政令第19条第2項第5号チにより、不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠の幅は140cm以上としなければなりません。

つまり、特定多数の者が利用する共同住宅や、主として高齢者、障がい者が利用する老人ホームなどは、当該規定は適用されません。

Q8 床面積の合計が500㎡未満のモデルルームで、1階に宅建業を営む店舗と車椅子使用者用便房があり、2階にモデルルームがある場合、エレベーターの設置は必要か。

モデルルームは展示場又はサービス業を営む店舗に該当します。（建築基準法に基づく判断による。）

サービス業を営む店舗に該当し、床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の場合、1階の宅建業を営む店舗（利用居室）から車椅子使用者用便房までの移動等円滑化経路を確保する必要があります。1階に車椅子使用者用便房がある場合は、エレベーターの設置は任意設置となります。

<標識>

Q1 車椅子使用者用駐車スペースの標示は、路面標示の代わりに看板でもよいのですか。

看板でもかまいません。

Q2 車椅子使用者用駐車場の標識は可動式でも可能ですか。

政令第 20 条の標識の設置に関する規定は、外観上では不明確なものの付近に、移動等円滑化の措置が図られていることがわかるよう、高齢者、障害者等の見やすい位置に設置することを定めています（条例逐条解説 P109 参照）。

そのため、原則として、路面への塗装又は、立札等により表示する必要があります。

標識を可動式とした場合、利用者に対して混乱をきたす場合が想定されるため、立札とする場合は、固定式とするなど、容易に移動することができないよう措置することが必要です。

Q3 JIS Z 8210 に定められている「障害のある人が使える設備」の記号は、国際シンボルマークと同じものですか。

「障害のある人が使える設備」の記号は、国際シンボルマークによっています（JIS S 8210 解説より）。

Q4 「障害のある人が使える設備」を示す図記号は、車椅子部分のマークのデザインが違うものでもよいのですか。

平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 113 号により、標識は JIS Z 8210 に適合しなければならないため、当該規格中に定められた範囲での変更に限られます。

JIS Z 8210 の解説によると、次のような変更を行うことができるとされています。

- ・ 白地に黒色の図記号以外に、青地に白抜き・黒地に白抜きを用いてもよい。
- ・ 図記号によっては、誘導方向及び設置環境に応じて、左右を反転することができる。（詳しくは、JIS Z 8210 の解説を参照）

Q5 移動等円滑化されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の付近に表示する、当該施設があることを表示する標識はどのようなものですか。

移動等円滑化（バリアフリー化）されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の付近に表示する標識には、次のようなものがあります。



なお、最低限、移動等円滑化の措置がとられた建築物特定施設であることを示すものとして、「障害のある人が使える設備」の表示が必要となります。（条例逐条解説 P 96 参照）



Q6 建築物にエレベーターが 1 基しかないとき、1 階に案内標示（身体障がい者対応設備であることの標示）があれば、利用に支障がないものと考えられるので、着床するすべての階に案内標示を行う必要がないのでは。（再掲）

政令第 20 条により、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターには「障害のある人が使える設備」であることを示す標識が必要であり、着床する階が複数ある場合は、すべての階に当該標識を設置することを基本とします。ただし、建築物にエレベーターが 1 基しかなく、利用者の動線がある程度限定されている場合は、1 階のみに標識を設置することでも可とします。なお、建築物に複数のエレベーターがある場合や、エレベーターが 1 基のみであっても 1 階以外の階からもアクセスできるような場合は、着床するすべての階に標識が必要となります。

Q7 小規模な物品販売店及び飲食店が複合入店している建築物で、各店舗が直接外部に面しており、共用部分がない場合について標識（バリアフリー化の措置がとられた設備等を示すための標示）は、どのように整備すべきですか。

政令第 20 条により、各店舗において、バリアフリー化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を掲げることが必要となります。

<案内設備>

Q1 触知図案内板とはどのようなものですか。

触知図とは文字通り「触って知る図」のことで、建築物に設けられている移動等円滑化（バリアフリー化）されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の配置を、視覚障がい者の方が触って概要を把握できるよう、施設平面図及び主な設備は浮き上がった線や点字で表示するものです。

また、墨字など視覚情報も併せて表示することが望まれます。（条例逐条解説 P111 参照）

Q2 政令第 21 条第 2 項の規定により設ける案内板（触知図案内板）には、どの程度までの情報を記載すべきですか。

触知図案内板に記載すべき内容として、平面図に当該建築物の概要がわかる程度の外形を示し、その中で、移動等円滑化（バリアフリー化）されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の配置を示すことが必要です。

また、当該建築物の概要には、現在位置を含みます。（条例逐条解説 P111 参照）

Q3 政令第 21 条第 1 項・第 2 項の案内設備は、案内板（点字表記なしの配置図等）と玄関に設けるインターホンの設置で規定を満たしていますか。

政令第 21 条第 1 項に基づく案内板及び同条第 2 項に基づく案内設備（インターホン）を設置しているため、基準に適合しています。

なお、聴覚障がい者への配慮のため、政令第 20 条第 1 項に基づく案内設備においては、インターホンはモニター付きとすることとします。

また、インターホンには「用事のある方はインターホンを押してください。」などと点字で案内をすることが望まれます。

Q4 政令第 21 条で求める案内設備では、第 1 項で「案内板その他の設備」を規定しており、法逐条解説では、「その他の設備」として、音声案内を例示しています。他にどのような設備が想定されますか。

本規定は、施設への来訪者に対し、円滑に誘導案内が可能となるよう、政令第 20 条第 1 項において視覚で認識するための案内板、同条第 2 項において視覚障がい者が認識するための音声誘導及び点字対応等、同条第 3 項において人による対応のための案内所の整備を求めるものです。つまり、同条第 1 項の規定に基づき、案内板その他の設備として、音声案内による装置を設ける場合は、モニター付きのインターホンとするなど、視覚でも情報を伝達できるものとする必要があります。

Q5 カウンターを設けたら、必ず 1 以上は車椅子対応の高さにしなければならないのですか。

当該カウンターを政令第 21 条第 3 項に規定する案内所（案内設備）として位置づける場合は、条例第 25 条により車椅子使用者用が円滑に利用できる高さのものとしなければなりません。（条例逐条解説 P98 参照）

Q6 案内所を設ける場合、案内所付近に別途テーブル等（案内所の車椅子使用者用対応を満たすもの）があれば、当該案内所には規定は適用されないのですか。

テーブル等を含めて政令第 21 条第 3 項に規定する案内所と位置づければ、規定を満たしています。

<視覚障がい者誘導用ブロック等>

Q1 視覚障がい者誘導用ブロック等とはどのようなものですか。

視覚障がい者に、段等の存在を警告し、又は、案内設備まで視覚障がい者を誘導するために敷設するものです。

なお、政令及び条例においては、「点状ブロック等」「線状ブロック等」という用語で規定されており、これらを併せて視覚障がい者誘導用ブロック等と呼びます。

- ・ 段等の存在を警告する場合、点状ブロック等を敷設
(政令第 11 条から第 13 条、条例第 14 条から第 16 条)
- ・ 案内設備まで視覚障がい者を誘導する場合、点状ブロック等と線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設
(政令第 22 条第 2 項、条例第 26 条第 1 項)

Q2 視覚障がい者誘導用ブロック等の大きさや形状には決まりがあるのですか。

視覚障がい者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障がい者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものを基本とします。（条例逐条解説 P101 参照）

Q3 視覚障がい者誘導用ブロック等は、デザイン上の配慮から点状又は線状の突起部のみが、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差のあるものでよいのですか。

視覚障がい者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障がい者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）によることを基本とします。また、同ブロック等の色は原則黄色としますが、周囲の床仕上げとの色の差が確保できるよう、色調・明度差に工夫してください。（条例逐条解説 P114 参照）

Q4 視覚障がい者誘導用ブロック等は、段の幅と同等幅程度に敷設することとなっていますが、敷地内の通路（屋外）の人工地盤にあって幅の広い段も、段の幅と同等幅程度の敷設が必要ですか。

政令第 22 条に規定する「視覚障害者移動等円滑化経路」上にある段であれば、同条第 2 項第 2 号ロ及び条例第 26 条第 1 項第 1 号の規定により、幅の広さに関わらず、同等幅程度の敷設が必要となります。ただし、段の端部から 15cm 以内は除きます。

Q5 学校、共同住宅に視覚障がい者誘導用ブロック等は必要ですか。

条例で特別特定建築物へ追加する特定建築物については、政令第 25 条及び条例第 29 条により、政令及び条例に規定する基準のうち「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を、「多数の者が利用すると読み替えて適用するため、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する」と規定されている視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設に関する規定等は「多数の者が利用する」学校、共同住宅には適用されません。（条例逐条解説 P11 参照）

ただし、学校開放を行う居室があるなど、不特定多数が利用する部分がある建築物については、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設が必要です。

Q6 小規模な物品販売店及び飲食店が複合入店している建築物で、各店舗が直接外部に面しており、共用部分がない場合について視覚障がい者誘導用ブロックは、どのように整備すべきですか。

政令第 22 条第 1 項により、道等から政令第 21 条に規定する案内設備（案内板等）への経路に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設することが必要です。

Q7 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法について、建築物への出入口までの敷地内の通路が地道の場合、及び、床材がカーペットの場合、どのように敷設すればよいですか。

- ・ 建築物への出入口までの敷地内の通路が地道の場合
敷石工事に準じた施工方法での敷設が考えられます。（ただし、車椅子使用者の利用を考慮すると、簡易舗装で通路を整備し、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。）
- ・ 床材がカーペットの場合
カーペット用視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設することが必要です。

Q8 階段や傾斜路の踊場にも視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設は必要ですか。

政令第 12 条第 1 項第 5 号・政令第 13 条第 1 項第 4 号及び条例第 15 条・政令第 17 条第 1 項第 1 号により、階段及び傾斜路の踊場に点状ブロック等の敷設が必要です。

ただし、平成 18 年 12 月 15 日付国土交通省告示第 1497 号及び条例施行規則第 4 条・第 5 条に規定する「視覚障害者の利用上支障がない部分」として定める場合を除きます。

（参考）視覚障害者の利用上支障がない部分

階段

- ・ 駐車場に設ける階段の場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設ける場合

傾斜路

- ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上下端に近接するもの
- ・ 高さが 16cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上下端に近接するもの
- ・ 駐車場に設ける傾斜路の場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

Q9 地元の自治会館など（一の集会室の床面積が 200 m²以上の場合）常時開館していない施設、または受付のない施設においても、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設を行う必要があるのですか。

政令第 22 条第 1 項により、政令第 21 条に規定する案内設備（触知図案内板又はインターホン等）まで視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設を行うなど、視覚障がい者を誘導する設備を設けることが必要です。

Q10 廊下や階段等に点状ブロック等を敷設する際、「周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの」について、明確な基準はあるのですか。

「周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの」について、法逐条解説によっても具体的な判断基準が示されていません。

ただし、建築設計標準 P2-268 において、「弱視者（ロービジョン）等が識別しやすいよう、視覚障がい者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げは、輝度比を少なくとも 2.0 以上確保することが望ましい。」と示されていますので、参考としてください。

なお、視覚障がい者誘導用ブロック等は黄色を原則としますが、周囲の床面との色の差が確保できない場合には、周囲の床面の仕上げと色の差が確保できる色とすることが必要です。

（グレーの床面にシルバーの鋳を敷設する等床面と点状ブロック等を同系色とすると、弱視者にとっては非常に見えづらい場合があります。）

（条例逐条解説 P 114 参照）

Q11 建築物の 2 階部分に来客者用の駐車場のみがある場合、2 階へいたる階段やエレベーターに視覚障がい者への対応設備の設置が必要ですか。

国土交通省告示第 1494、1497 号及び条例規則第 3、4、5、7 条により、視覚障がい者の利用上支障がないものとして、「主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの」とされています。

つまり、駐車場のみへ向かうための廊下や通路、階段、エレベーターに関しては、視覚障がい者の利用上支障がないものとし、次の規定は適用されません。

- ・政令第 11 条第 1 項第 2 号及び条例第 14 条第 1 項第 1 号（階段、傾斜路、エスカレーターの上下端）
- ・政令第 12 条第 1 項第 5 号及び条例第 15 条（階段の踊場）
- ・政令第 13 条第 1 項第 4 号及び条例第 16 条第 1 項第 1 号（傾斜路の踊場）
- ・条例第 18 条第 3 項第 1 号（便所前の触知図案内板）
- ・政令第 19 条第 2 項第 5 号リ（エレベーター）
- ・政令第 22 条第 1 項（案内設備までの経路）

Q12 ホテル・旅館などの施設で、視覚障がい者等の利用に際し、人的な対応により配慮される場合、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設は不要となるのですか。

バリアフリー法及び条例において、人的対応によって基準を満たしているということにはなりません。

Q13 政令第 21 条第 1 項に規定する案内板、第 2 項に規定する視覚障がい者への案内設備に加え、任意で案内所を設ける場合には、視覚障がい者誘導用ブロック等をどこまで敷設すればよいのですか。

政令第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により、道等から政令第 21 条第 2 項に規定する視覚障がい者への案内設備まで敷設することが必要です。

なお、案内所を同条第 3 項に規定する案内所と位置づけ、案内板及び視覚障がい者への案内設備を任意で設けることとする場合は、道等から案内所まで敷設することが必要となります。

Q14 老人ホームは、視覚障害者移動等円滑化経路の規定が適用されない用途ですが、老人デイサービスセンターも同様に考えてよいのですか。

法逐条解説 P32 及び P148 において、老人ホームは政令第 4 条第 10 号「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に分類されています。（当該用途は、入居系のものであり、特定された高齢者が主として利用する用途であるとされています。）

一方、老人デイサービスセンターは、法逐条解説 P148 において、政令第 5 条第 10 号「老人福祉センター、自動厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの」に分類されています。（当該用途は、継続的・反復的利用がなされる通所施設であり、不特定多数の者が利用する用途であるとされています。）

よって、老人デイサービスセンターは、不特定多数の者が利用する施設として、政令第 22 条の適用を受けるため、視覚障害者移動等円滑化経路の整備が必要となります。

<その他>

~~Q1 増築等の場合には、政令第 23 条及び条例第 28 条に基づき、1 以上の便所、駐車場の整備が必要となるが、これらは増築部分に設けなければならないのですか。~~

~~政令第 23 条及び条例第 28 条により、増築等の場合は車椅子使用者用便所及び車椅子使用者用駐車施設の設置がそれぞれ 1 以上必要ですが、必ずしも増築部分に設ける必要はなく、既存部分に設置してもかまいません。~~

~~なお、当該車椅子使用者用便所及び車椅子使用者用駐車施設は利用居室までの経路を 1 以上移動等円滑化経路とすることが必要となります。~~

Q1 特別特定建築物に条例で追加する特定建築物には、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」ものは含まれますか。

バリアフリー法第 2 条第 17 号により、特別特定建築物は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、政令第 5 条に掲げる建築物とされています。

よって、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものが全て特別特定建築物に該当するわけではなく、条例で追加する特定建築物の中にも「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」ものが含まれます。

例：一般客が車を持ち込むことができる自動車修理工場
大学の市民講座を開催する講堂

Q2 条例で追加する特定建築物の中で不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物ではない場合、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室）が発生しないのでは。

条例で特別特定建築物へ追加した「多数の者が利用する」特定建築物については、政令第 25 条及び条例第 29 条により、政令及び条例に規定する基準のうち「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を、「多数の者が利用する」と読み替えることから、多数の者が利用する居室が利用居室となります。

Q3 手すりの高さに関する規定はないのですか。

バリアフリー法及び条例において、手すりの高さに関する規定はありませんが、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」等を参考に、利用者の特性や手すりの本数等を勘案し、適切な高さとしてください。

Q4 床面の仕上げとして、「表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること」とあるが、確認申請時にどのように表現するのですか。

「滑りにくい仕上げ」であることがわかるよう、文字等により明記することが必要です。

Q5 バリアフリー法及び条例による基準への適合に関し、建築確認申請において添付しなければならない図書はあるのですか。

バリアフリー法及び条例で規定する「添付しなければならない図書」はありません。

ただし、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項により、基準への適合が確認できるよう、図面へ明示すべき事項が規定されています。（条例付加基準を含む、移動等円滑化基準チェックリストを作成しているので、任意で提出することも可能。）

Q6 エレベーターの籠の付け替え（機械の更新）については、昇降機の確認申請（建築基準法第 87 条の 4 に基づく準用による）が必要となるが、バリアフリー法における「建築」に該当しますか。

エレベーターの籠の付け替えは、バリアフリー法第 2 条第 19 号に規定する「建築（新築・増築・改築）」に該当しません。

Q7 利用居室の内部に対しては、基準の適用を受けるのですか。

基準の適用を受ける部分は、政令第 6 条に規定する建築物特定施設であり、利用居室は含まれていないため、基本的には、利用居室の内部にある部分に対して基準は適用されません。

（例：利用居室内の通路、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設等）

ただし、利用居室が移動等円滑化経路を構成する一部である場合、基準の適用を受けることがあります。

Q8 公園内に公衆便所を建築する際、基準はどこまで適用されるのですか。便所内のみでよいのでしょうか、道等からの経路や案内設備等も含むのですか。

条例第 12 条（別表）により、すべての公衆便所は建築物移動等円滑化基準（条例付加分含む）に適合させなければなりません。

基準の適用及び審査の対象外となる項目はなく、道等からの経路や案内設備、案内設備までの経路等についても、基準の適用を受けます。

なお、案内設備及び案内設備までの経路については、敷地内にある公園の総合案内板を当該建築物（公衆便所）の案内設備と位置づけ（政令第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定を満たしていることが必要）、そこまで視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設を行うとともに、当該公衆便所の前に触知図案内板等の設備（条例第 18 条第 3 項第 1 号に適合する設備）を設けることで足ります。

（参考）

都市公園内に設置する公衆便所には、都市公園移動等円滑化基準が適用されますが、その適用とは関係なく、建築物（用途：公衆便所）として建築物移動等円滑化基準（条例付加基準含む）が適用となります。

Q9 増築等を行う際、増築等の部分の床面積の合計が 5,000m²を超えると、授乳場所の設置が必要となりますが、既存部分にある授乳場所を条例第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づくものとして位置づけてよいですか。また、その際、既存部分の授乳場所まで移動等円滑化経路を確保しなくてはならないのでしょうか。

既存部分の授乳場所（授乳室を含む）を条例第 24 条第 1 項第 1 号ただし書きの規定に基づくものとして位置づけてかまいません。

なお、条例第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づくものとして位置づけた既存部分の授乳場所への移動等円滑化経路の確保はしなくてもよいものとします。（移動等円滑化経路は、「道等～利用居室」「利用居室～車椅子使用者用便房」「車椅子使用者用駐車区画～利用居室」の 1 以上の経路に関して求められているため。）

（参考）

既存部分にある授乳場所が居室（授乳室）となっている場合は、利用居室となるが、既存部分の利用居室であり、増築等の適用範囲内には該当しません。

また、既存の利用居室に対して設備等を設置して授乳室とした場合も、当該授乳室は増築等に係る部分にある利用居室ではないと判断するものとします。

（条例第 24 条第 1 項第 1 号）

一 令第 19 条第 2 項第 3 号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が五千平米以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合はこの限りでない。

イ 病院又は診療所

ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ハ 集会場又は公会堂

ニ 展示場

ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

ト 博物館、美術館又は図書館

チ 飲食店

リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

<事前協議>

Q1 建築基準法上、用途変更の手続きが必要でないコンビニエンスストアが入居する場合、事前協議は必要ですか。

条例第 40 条に規定する事前協議は、建築確認申請（用途変更の場合を含む）が必要な場合に手続きを行うものとします。

つまり、用途変更の手続きが必要でない場合、事前協議は必要ありません。

ただし、手続きは必要なくとも、できるかぎりのバリアフリー化に努めてください。

Q2 事前協議の対象となる建築物においてエレベーターのみの増築を行う場合は、事前協議が必要ですか。

エレベーターのみの増築であっても、当該増築面積が条例第 40 条に規定する事前協議の対象規模以上であれば、事前協議は必要です。

Q3 駅舎等の旅客施設、路外駐車場及び都市公園の事前協議は必要ですか。

旅客施設、路外駐車場及び都市公園の事前協議は不要です。

なお、条例第 40 条により、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為によって設置される公園及び道路については引き続き事前協議が必要となります。

Q4 建築物の事前協議に必要な提出書類は何ですか。

条例施行規則第 13 条第 1 項に定める「都市施設設置工事事前協議書（様式第 4 号その 1）」及び「都市施設設置工事事前協議項目表（様式第 5 号その 1）」が指定の様式となります。

詳細は、府内各市町村の福祉のまちづくり条例担当課にお問い合わせください。

Q5 事前協議の申請を代理人が行う場合、委任状は必要ですか。

委任状は必要です。

Q6 事前協議の手続きが必要でない都市施設の場合、バリアフリーに関する配慮はどうすればよいのでしょうか。

事前協議の手続きが必要でない場合も、バリアフリー法第 16 条により、施設設置管理者その他高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

Q7 床面積の合計が 200㎡未満の集会室がある自治会館等「集会所」については、事前協議が必要ですか。

集会所は不特定多数の者が集会等に利用するものであるため、福祉のまちづくり条例における「集会場」に該当し、事前協議が必要です。

Q8 事務所、工場などについては、どの部分に対して規定を適用するべきですか。

事前協議の対象範囲は、主たる利用者が利用する部分とします。

事務所、工場等においては主たる利用者が従業員であるため、従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用する部分も事前協議の対象範囲となります。

Q9 コンビニエンスストアに視覚障がい者誘導用ブロック等を設ける場合、敷設する範囲はどこまでですか。

道等から視覚障がい者に対応した案内設備（政令第 21 条第 2 項又は第 3 項）まで、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、また、客が利用できる便所を設ける場合は、便所の案内板等の前の床面にも点状ブロックを敷設することが必要です。

なお、政令第 21 条第 3 項の案内所を設ける場合で、案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できる場合は、道等から出入口から案内所までの視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設することで足ります。（平成 18 年 12 月 15 日付け国土交通省告示第 1497 号参照）

Q10 都市施設設置工事完了届出書（以下「工事完了届出書」という。）は、いつ提出すればいいですか。

条例第 40 条第 2 項に基づく工事完了届出書は、事前協議どおりの工事が実施されたか確認する手続きですので、工事完了後、速やかに府内各市町村の担当窓口に提出してください。

Q11 異なる用途の複合建築物である建築物において、適合義務の対象となる建築物の部分と事前協議の対象となる建築物の部分がある場合、建築確認申請の審査とは別に事前協議を行う必要がありますか。（再掲）

基準適合義務の対象となる部分は建築確認申請時に審査されますが、事前協議の対象用途となる部分については別途事前協議を行う必要があります。

Q12 事前協議後に計画が変更となった場合、どのような手続きが必要ですか。

条例においては、事前協議の変更の手続きを定めていませんので、基本的には、提出された事前協議書を取り下げた上で、再度事前協議を行う必要があります。

取り下げの書式についても、条例に規定したものではありませんので、任意の書式で提出するか、または、再度提出する事前協議書の委任状に、委任事項の一つとして、前回の事前協議書の取り下げを明記することで足ります。

なお、軽微な変更であれば、既に提出された書面の差し替えによる対応も可能です。